

埼玉県本庄市

本庄遺跡群発掘調査報告書

— 夏目遺跡・三笠山古墳 —
三笠山7号墳

本庄市教育委員会

埼玉県本庄市

本庄遺跡群発掘調査報告書

— 夏目遺跡・三柰山古墳 —
三柰山7号墳

本庄市教育委員会

序

本庄市には、「幻の遷都論」という話があります。明治維新の頃、当時、元老院議官で、日本赤十字社の創立に貢献した佐野常民が、都を京都から何処へ移すかというときに、本庄を適地として提言したというのです。このことは、文献にも詳細に記載されています。実現しませんでしたので、「幻の遷都論」で終わってしまったわけですが、一度は日本の首都の候補地として挙げられたことは、この地が、有史以来、多くの人々の居住地として栄えたことを証しているのだと思います。また、各地に散在する古墳や住居址の豊富さから、近年県北の埋蔵文化財の宝庫として注目されている所以も首肯されます。

時代の変遷により開発が進み、遺跡群の発掘調査が、喫緊の用務として要請されております。本庄市教育委員会としても、国庫ならびに県費の補助を受け、59年度より施行される埋蔵文化財保護指導要綱の趣旨を先取りし、鋭意努力してまいりました。そして、ここに、本庄遺跡群発掘調査の報告書を作成いたしました。ひきつづいて続刊が予定されています。「温故知新」といいますが、往昔の遺跡を偲び、未来の発展の資にしていただければ、幸甚に存じます。

この報告書作成にあたっては、県文化財保護課の先生方のご指導のもとに、市教育委員会文化財保護係を中心に、発掘作業に従事された茂木秀敏氏・関根典子氏をはじめ大勢のみなさんのご協力をいただきました。なお編集にあたっては、大束今日子氏・井上富美子氏のご尽力に負うところが多大でありました。さらに、地元関係者の心温まるご支援をいただきました。心からお礼を申しあげてごあいさついたします。

昭和59年3月25日

本庄市教育委員会

教育長 飯島 彰

例 言

1. 本報告書は昭和58年度に、本庄遺跡群発掘調査事業の一環として実施された調査のうちから、整理作業の終了した夏目遺跡、三柰山古墳・三柰山7号墳（遺構編）の発掘調査報告書である。
2. 調査の所在地等の概要は下記のとおりである。

夏目遺跡 本庄市大字西富田字北原351-1 (調査担当 長谷川勇)

三柰山古墳 本庄市大字小島字三柰山37ほか (調査担当 増田一裕)

3. 発掘調査、整理、報告書の作成に要する経費は、国庫補助金、県費補助金、市費があげられた。
4. 本報告書に使用した実測図は次の凡例による。
 - 1) 遺構は60分の1、カマドは30分の1、遺物は4分の1に縮尺し、スケールは付さなかった。統一縮尺でないものについては、それぞれスケールを付してある。
 - 2) 遺構断面図等のレベルは、同一遺跡で統一してある。
 - 3) 遺物実測図、及び観察は『二本松遺跡発掘調査報告書』凡例と同一である。
5. 発掘調査、整理作業は、本庄市埋蔵文化財センターの茂木秀敏、荒井幸太郎、笠本源一、堀田依包、八木道良、関根典子、久保田かづ子、津久井八重子、大谷八重子、渡辺宜子、石橋由喜子、井上富美子、大東今日子があたり、現地調査は大東が中心となり、整理・報告書の作成は夏目遺跡を井上、三柰山古墳を大東が中心となって執筆と編集を行ない、長谷川が加除筆と編集助言を行い総括した。
6. 発掘調査及び整理、報告書の作成にあたっては次の方々から協力があった。(順不同、敬称略)
佐藤忠雄 塩野博 宮崎朝雄 鈴木秀雄 福島興厳 水島治平 柴崎起三雄 井上尚明 高橋好信
富田和夫 石橋桂一 外尾常人 三上元一 岡本幸男 田村誠 丸山修 塩原恭平 長滝歳康
河田亀太郎 河田幸孝 特に河田氏父子には多大な協力を賜わった。
7. 発掘調査の事務局組織は下記のとおりである。

本庄市教育委員会	教 育 長	飯 島 彰
	社会教育課長	戸塚 克男
	社会教育課指導主事	矢崎 昭夫
	課長補佐兼文化財保護係長	長谷川道夫
	社会教育係長	高田 節子
	文化財保護係主事	長谷川 勇
	〃 主事補	増田 一裕
	〃 〃	中田 啓一

目 次

序

例 言

目 次

夏日遺跡

I 発掘調査の契機と経過

1 発掘調査に至る経過…………… 3

2 発掘調査の経過…………… 4

II 遺跡の環境

1 近接遺跡の概要…………… 5

2 夏日遺跡の概要…………… 7

III 夏日遺跡

1 遺構と遺物…………… 8

2 まとめ…………… 17

三笠山古墳

(遺構編)

三笠山7号墳

I 発掘調査の契機と経過

1 発掘調査に至る経過…………… 21

2 発掘調査の経過…………… 22

II 三笠山古墳・三笠山7号墳

1 遺跡の概要…………… 23

2 三笠山古墳…………… 25

3 三笠山7号墳…………… 25

4 まとめ…………… 27

挿 図 目 次

1 遺跡の位置図

2 夏日遺跡位置図…………… 2

3 夏日遺跡全測図…………… 8

4 60号・59号住居址・9号溝…………… 9

5 60号住居址鉄滓・発泡土器分布…………… 11

6 9号住居址…………… 12

7 9号住居址カマド…………… 13

8 60号住居址出土遺物…………… 15

9 9号住居址出土遺物…………… 16

10 三笠山古墳位置図…………… 20

11 三笠山古墳全測図…………… 24

12 三笠山7号墳…………… 26

13 三笠山古墳周堀…………… 29

14 三笠山古墳周堀断面…………… 30

写 真 図 版

1 夏日遺跡調査前風景 調査風景

2 59号住居址・9号溝 60号住居址

3

60号住居址遺物出土状況

5

6 9号住居址 遺物出土状況

7 9号住居址遺物出土状況

8 9号住居址 カマド

9

60号住居址遺物(発泡土器)

15

60号住居址遺物(鉄滓)

27

9号住居址遺物

9号住居址遺物

9号溝遺物

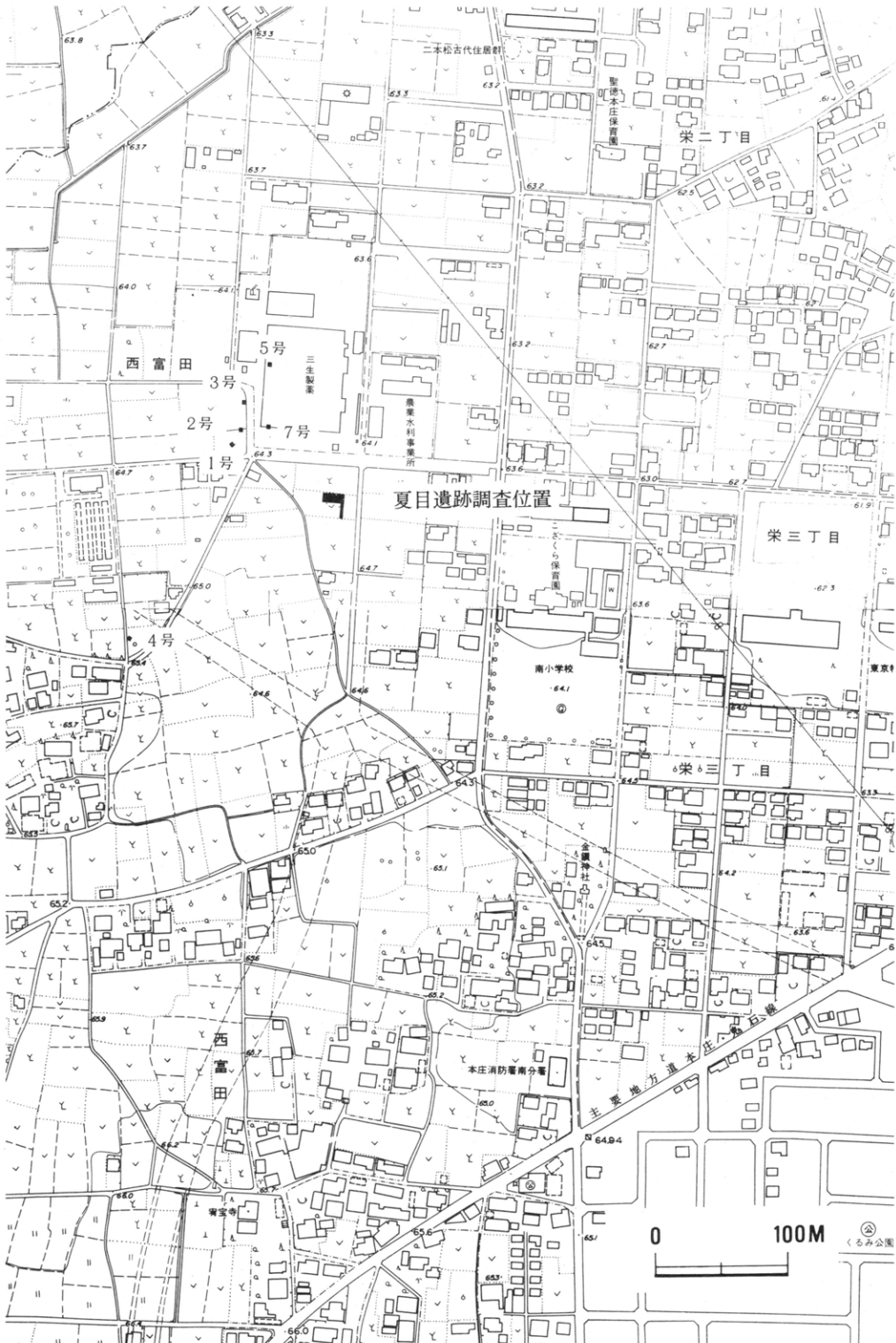
三笠山古墳・三笠山7号墳空中写真

三笠山7号墳

三笠山古墳調査前風景 調査風景

三笠山古墳周堀 7号墳埴輪出土状況

夏 目 遺 跡



第2図 夏目遺跡位置図

I 発掘調査の契機と経過

1. 発掘調査に至る経過

当本庄市では、昭和55、56年度の2ケ年にわたり、県選定重要遺跡である、旭・小島古墳群の範囲確認緊急調査を、国庫補助事業として実施し、57年度以降は「本庄遺跡群」の発掘調査を実施すべく、54年度に計画され、着々と準備がなされてきた。

「本庄遺跡群発掘調査」は個人住宅等、小規模開発に伴う調査を、国庫補助事業として行なおうとするもので、これによって、長年の懸案であった建築確認申請時等のチェックを主眼とするものである。

この機にあわせて当市の所在する児玉郡市では、統一した「埋蔵文化財保護指導要項」を定め、歩調をあわせて、小規模個人開発の域にまで保護の枠を広げようとするものであり、当本庄市では59年度から施行する予定である。

昭和51年の御手長山古墳破損事故以後、短時日に、市域住民の埋蔵文化財保護思想の高揚には、驚くべきものがある。

かかる現状のなかにあって、個人の小規模開発等に係る事前協議も多くなってきており、今回調査した夏目遺跡についても、自販機設置による開発を計画されたものである。

既に開発の計画の段階で、開発予定者であり、土地所有者である門倉正治氏は、口頭で本庄市教育委員会に対して協議を行い、その後度々の話し合いに、開発も止むなしとの結論に達した。

開発予定地は既に、県道本庄・鬼石線道路改良事業に伴う発掘調査によって、住居址の一部が調査済みであり、遺構の存在があきらかであるため、本庄市教育委員会で記録保存のための発掘調査を実施することとなった。

昭和58年11月15日、門倉氏から本庄市教育委員会宛「埋蔵文化財の取り扱いについて（協議）」の文書が提出され、本教社発第263号、昭和58年11月19日付をもって、「埋蔵文化財の所在について（回答）」と回答した。

同日、本教社発第262号付をもって、文化財保護法第98条の2第1項の規定による、文化庁長官宛、「埋蔵文化財発掘調査通知」を提出し、現地調査に入った。

これによって文化庁文化財保護部は、58年12月22日、58委保記第2-3970号付によって受理した旨本庄市教育委員会宛に通知がなされた。

2. 発掘調査の経過

11月

「埋蔵文化財の取扱いについて（協議）」の文書が提出されたことにより、16日より確実な位置を確認するため試掘調査から開始する。幅1m、南北長13mのトレンチを設定し、県道本庄鬼石線道路改良事業に伴う発掘調査で調査済の59号住居址、60号住居址、9号溝などを確認し、更に東西へトレンチを延長し更に住居址（9号住居址）を確認する。

前回調査時、この周辺より鉄滓の検出が目立っていたが、9号溝中位の黒色土層中より鉄滓が検出され、更に60号住居址の覆土である黒色土層（9号溝と同一）および、その下層を中心に鉄滓が検出されたこと、前回調査出土遺物の水洗中にガラス球が検出されていることなどから、微細遺物の検出を目的として発掘調査に併行して、全覆土のフルイかけ及び水洗を実施する。

60号住居址は調査が進むにつれて鉄滓の検出が目立つが、それ以外の遺物の検出は少ない。

59号住居址、9号溝は遺構も一部であり、60号住居址も、 $\frac{1}{4}$ は隣地にあり、カマドの検出は不可能であった。

12月

前月中に検出の終了した遺構の実測、撮影、遺物の取りあげ、遺構の精査を実施するとともに覆土のフルイかけを併行して実施する。60号住居址内に土壙が存在し、検出するとともに、9号住居址の調査を開始する。この住居址では、鉄滓は検出されないものの、遺物の検出は比較的多く、特に床面に接して多い。フルイかけの段階では微細遺物は見られないが、中旬より、本庄市埋蔵文化財センターに順次運搬して水洗を行う。水洗実施中に鉄滓やチップの多いのに驚く。

1月

埋蔵文化財センターで水洗済みの砂礫を選別、鉄滓片、チップ等の検出を開始、更に滑石製白玉や土製玉なども検出される。現場での発掘と、フルイかけ及び、埋文センターでの水洗と選別等、一貫的に作業を行う。

雨天や風の強い日には遺物の水洗を行い、高坏脚部に発泡したものの多いことが判明する。月末までには現地での調査及びフルイかけは全て終了する。強風のため、現地調査に苦慮すること多し。

2月

フルイかけが終了したとはいえ膨大な量の土砂があり、これらの水洗と、選別を行い、60号住居址で鉄滓4,044kg、滑石製白玉12個、土製玉4個、9号住居址で滑石製白玉3個、土製平玉1個、小鉄滓少々が検出された。

あわせて、註記、復原など報告書刊行のための整理作業に入る。

〔県道本庄鬼石線道路改良事業に伴う発掘調査で一部調査済みのものはその番号を用い、（この調査では後日の混乱を避けるため10号住居址から番号を付した）その資料は現在整理中であるので、新たに発見された住居址は『本庄市史、資料編』と対象し調査の段階で空番である9号住居址としたものである〕

II 遺跡の環境

1. 近接遺跡の概要

遺跡の所在する西富田地域は、比較的古くから、また多く発掘調査が実施され、これらを含めて地域の調査の概要を学史的意味から簡単に触れたことがあるが、今回は、その調査の内容について近接する遺跡に限って概観してみたい。

二本松遺跡

昭和30、31、32、33年の4ケ年にわたって柳田孝司氏、本庄市教育委員会主体に小沢国平氏を担当者として発掘が実施され4軒の住居址が調査され、更に2軒の住居址と遺物出土地2ヶ所が確認されている。そして昭和56年には道路改良事業に伴う発掘調査が実施され、9軒の住居址が調査され、当遺跡では17軒の住居址および住居址と考えられる遺構が存在している。遺跡のひろがり比較的狭く、長年にわたる観察にも、現在までに調査された分布以上にはひろがらないと考えられる。

既に昭和30年の調査の段階でカマドの存在が予測され、32年の調査で「ほぼ原型が推定し得られる」カマドが検出されて以後、関東地方でいち早くカマドが導入された地域であるとみなされてきている。昭和40年代後半から始まった大型開発に伴う発掘調査によって得られた資料の集積には著しいものがあり、このカマドの発生については土器編年を含めて検討をすべき時期に来ていると考えられる。

遺物を概観すると古い要素をもつ遺物を若干含むが、甕は頸部の屈曲のゆるやかなものが見られ、埴が存在しており、埴が主流を占めている。埴のなかには他の土器と比して非常に丁寧な作りのものがあり、高坏は量も少なくなり、住居址によっては、カマド内の支脚としてのみ転用されて検出される場合もある。

薬師遺跡

昭和33年に市立南小学校建設に伴い、本庄市教育委員会主体、小沢国平氏を担当として複合した4軒の住居址が調査された。和泉期の調査の多かったなかで、始めて鬼高期以降の調査に関心がむけられるようになった。B号住居址カマド火床から土製玉が検出されている。

この調査地の北に河川跡が認められており（当時、現在は宅造等によって不明）、その点からみれば、昭和55、56年道路改良に伴う調査で検出された社具路遺跡と同一台地上にあり、一体を成す遺跡とも考えられる。

西富田新田遺跡

昭和46年に宅地造成事業に伴い調査が実施され、13軒の住居址と土壙が検出され、9軒の住居址でカマドが認められた。そのなかの一部について発表がなされ集落は「継続的に構築されたもので」「高坏、埴、甕等の器種が多く、ほぼ同一時期に属するとはいえ、そこには微妙な変化をみていることからして、土師器編年の資料として貴重なものとなろう」としている。

7号住居址から鏡状土製品、13号住居址から鞍状土製品、14号遺構からは、蛇絞岩製勾玉、滑石製の剣形品、有孔円板などの祭祀的色彩の強い遺物が出土している。

西富田本郷遺跡

昭和33年地主が耕作中に土器を発見し、住居址が確認され、更に建築物の基礎工事中にも遺物が発見されている。いずれも出土状況は明確ではないが、坏や埴にまじって器台がみられ、甕の頸部は強く外反し、ハケ目を残すものもある。この他取手付の甕、石製模造品（剣形品、有孔円板、丸玉）なども検出している。工事中に検出された遺物は鬼高期とみられる。この遺跡の範囲は、ほぼ現西富田の集落に一致していると考えられ、その一部は社具路遺跡と一体化する可能性もある。

更に玉口時雄氏が『台地研究 17号』で紹介した資料は、この遺跡内より発見されたものと考えられる。

社具路遺跡

昭和55、56年にわたり道路改良事業に伴う事前調査によって発掘が実施され、道路用地という限定された区域であるため、その全体をうかがうことはできないが、西富田地区を縦断する調査であったため、各遺跡間の立地等に多くの示唆を得た。遺跡地図によって本庄93号遺跡としてとらえられていたためにその範囲を全て社具路遺跡としたが、この遺跡とした中央部に東北方向へ流下する自然低地があつて該期遺構の無い部分ともなっている。この低地の南は西富田本郷遺跡と同一台地上にあり、北は夏目遺跡と境する河川跡との間に立地し、薬師遺跡とは同一台地上に位置している。

南部の台地上からは9軒の住居址と土壙等が検出されている。住居址はカマドをもたず、S字状口縁を持つ台付甕や、大きくひろく高坏脚部が、土壙からは8点のS字状口縁台付甕の他、単口縁台付甕、器台、甕、高坏、壺などが検出されている。この土壙は平面形は長楕円で舟底形の掘り込みをもって、遺物はこの上半から遺構確認面に混在していた。

北部の台地上からは、73軒の住居址、中世墓壙、溝、土壙などが検出された。住居址は和泉期から真間期にかけての時期に当たり、複合したものも多い。夏目遺跡と境する河川跡に接して中世墓壙が23検出され、蔵骨器、瓦類、六文銭などがみられる。

この遺跡の資料は整理作業が始まろうとしている段階である。

雌濠遺跡

昭和52、54、55、56年の4回にわたって女堀区画整理に伴って調査が実施されたものであるが、この資料の整理作業は全く行なわれていないので詳細は不明である。

住居址は都合38軒、その他土壙、溝、谷状地形などが検出され、カマドはもたないものが主流で甕は頸部が強く外反し、胴部は球形に近い形となるものが多く、末期的な台付甕も散見される。器台はほとんどみられず高坏、埴が多く、住居プランも大形のものが目立っている。

この遺跡は西富田本郷遺跡と同じ台地上にあると考えられるが、一体化はしていない。このあたりは比較的高いにもかかわらず、基盤であるローム及び住居址の覆土など非常に強い粘質をもち、洪水によるものと考えられている。

以上のほか諏訪遺跡、後張遺跡、下田遺跡などが存在し、既に報告書も刊行されている。共に女堀川に沿ったごく狭い地域ではあるが、土師器編年上の諸問題点や、研究の現状をみるにつけて、「一

地域に於ける土器の編年」が急務であろうと考える向にとってその対象地域とするに格好の地域であると考えるのは私だけではないであろう。

2. 夏目遺跡の概要

この遺跡は、二本松遺跡の西南約300m、西富田新田遺跡の東北約500mに位置している。

二本松遺跡とは低地が境しているが、西富田新田遺跡とは同じ台地上に位置し、南に接する社具路遺跡とは旧河川を境としている。

現在、西富田新田遺跡との間に西富田新田の集落があり、両遺跡が一体を成すものか、否かについては確認できないが、本庄台地の末端に近くなってくるこのあたりでは、複雑な地形様相がみられ、降雨期にみられる、所謂「久上水（ぐじょうみず）」の流下する地域と、微高地は複雑に入り組んでおり、この周辺の集落は、これら流路をうまく避けて営まれている。

この遺跡が世に知られるところとなったのは、二本松遺跡の調査の成果に着目した、早稲田大学考古学研究室が、昭和32年12月から発掘調査を実施し、住居址3軒を調査した。（夏目遺跡1号住居址～3号住居址）

その後、昭和35年3月に第二次調査を実施、住居址1軒（夏目遺跡4号住居址）を調査し、中間報告の形で、「埼玉県本庄市西富田遺跡調査報告」（注1）が発表された。そして昭和38年8月に第三次調査が実施されたが、その内容については不明である。

更に昭和43年7月、製薬会社の運動場造成に伴う緊急調査が柳田敏司、菅谷浩之氏によって実施され、遺物、柱穴、カマド等、まったく認められない竪穴住居址1軒（5号住居址）が調査されている。（注2）この他に3ヶ所の住居址と考えられる遺物の出土地が確認され報告がなされている。

（注3）そして昭和55年、56年の2ケ年にわたって県道本庄・鬼石線道路改良事業に伴う発掘調査が、本庄市教育委員会によって実施され、この夏目遺跡については、昭和56年度に調査が行なわれ、多くの住居址、溝、土壙などが検出され夏目遺跡の性格を知ることでできる比較的大きな調査となった。この調査資料は、整理作業継続中であるので、その概要を記すのみにとどめたい。（注4）

この調査は、夏目遺跡の東端を南北に縦断する状態で幅25～23mの約3500㎡について実施され、住居址60軒余、幅約6m、深さ1.2mの大溝、溝16、井戸址2などが検出された。南に接する社具路遺跡と境する河川跡に近い部分では、河川の氾濫を受けた痕跡があり、この台地上最も高い位置に、ほぼ東西に大溝が存在している。この溝底から須恵器大甕が、そして、その他の住居址からは夥しい量の土師器と若干の須恵器（甗・坏・甕）、耳環、紡錘車、土製玉、石製模造品、鉄製品、カット痕のあるガラス球などが検出されて、土師器も子持埴、坏縁内底に小さな坏を付したような高坏、3孔を穿つ鉄鉢形土器など出土例の少ないものが目立っている。（長谷川）

注1 玉口時雄「埼玉県本庄市西富田遺跡調査報告」『史観第65、6、7合冊』昭37

注2 菅谷浩之他「夏目遺跡」『本庄市史、資料編』昭51

注3 注2に同じ

注4 長谷川勇「本庄市西富田遺跡群の調査」『第15回遺跡発掘調査報告会発表要旨』昭57

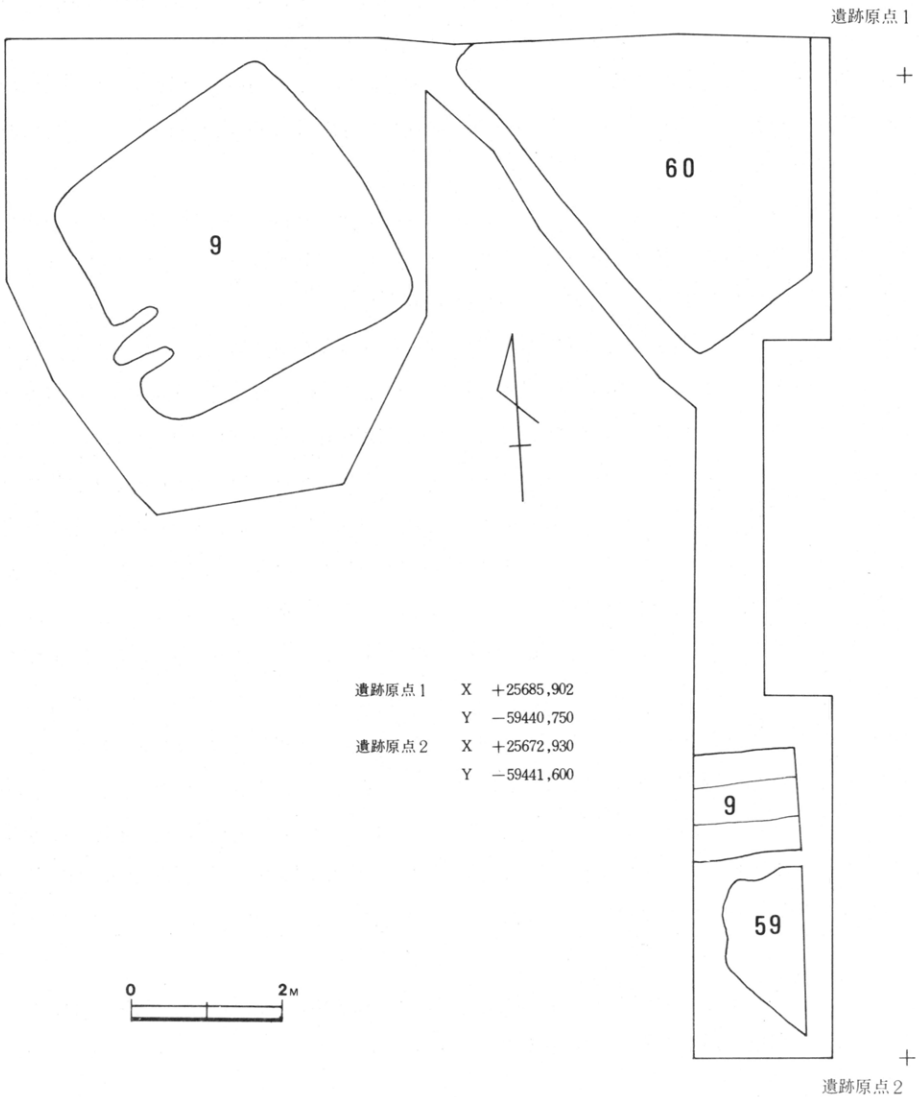
Ⅲ 夏目遺跡

1. 遺構と遺物

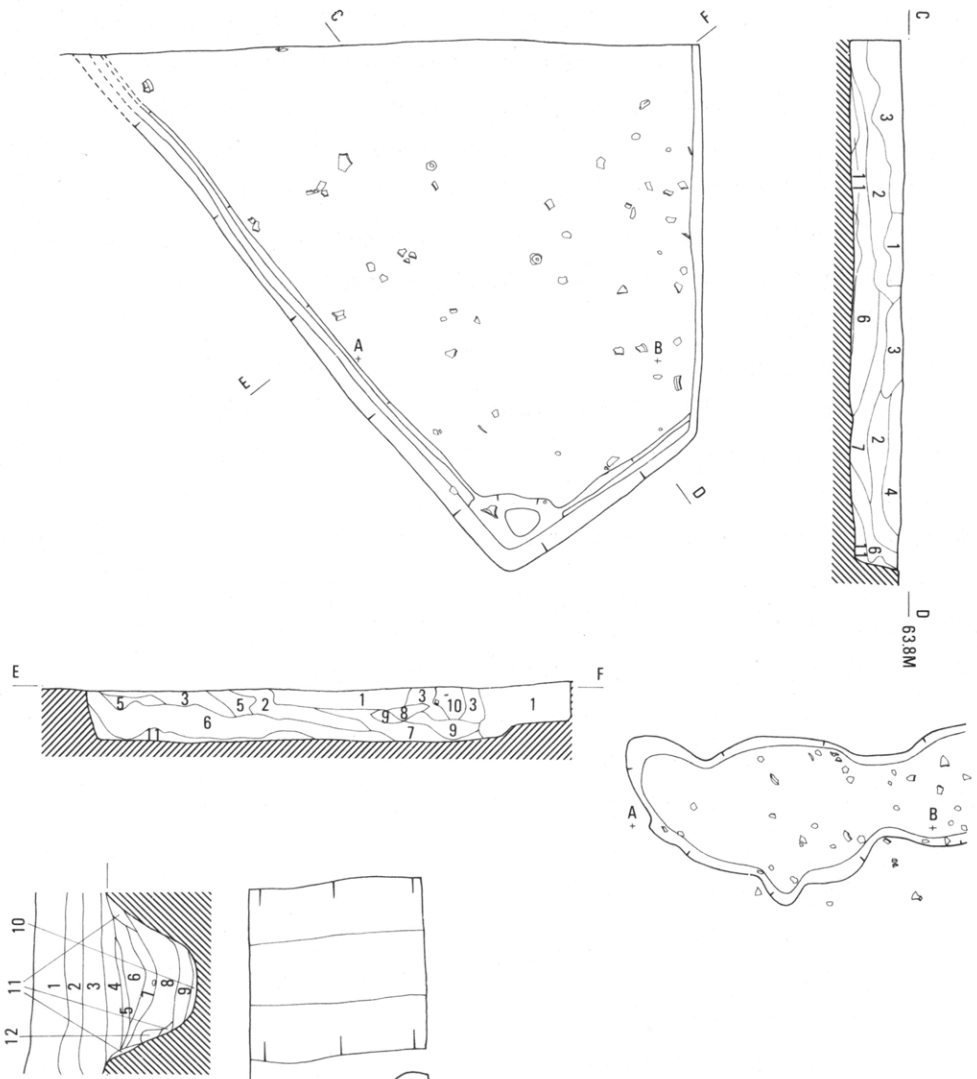
60号住居址

遺構 (第4図)

56年度の調査の段階で $\frac{1}{4}$ が調査され、今回の調査で住居址のほぼ $\frac{1}{2}$ が検出された。更に北 $\frac{1}{4}$ は隣地に入っているため全体の規模は不明である。



第3図 夏目遺跡全測図



9号溝土層

- 1 茶褐色土 土器片少量含む
- 2 茶褐色土 上層より黒く焼土粒子少量含む
- 3 茶褐色土 ローム粒子、ロームブロック多量含む
- 4 黒褐色土
- 5 黒褐色土 4層より黒くローム粒子含む
- 6 黒褐色土 5層より黒くローム粒子含む
- 7 黒色土
- 8 ローム
- 9 黒褐色土 ローム粒子多量含む

60号住居址土層

- 1 黒褐色土 攪乱(イモ穴)
- 2 黄茶褐色土 ローム粒子、ロームブロック多量含む
- 3 黄茶褐色土 ローム粒子、土器片、炭化物含み2層より暗い
- 4 黄茶褐色土 炭化物少量含む
- 5 黄茶褐色土 ローム粒子、ロームブロックを含み4層より明るい
- 6 茶褐色土 ロームブロック、ローム粒子、黒色土交じり
- 7 茶褐色土 6層より明るくローム粒子、ロームブロック、炭化物を少量含む
- 8 茶褐色土 6層より多量に黒色土含む
- 9 茶褐色土 7層より暗く8層より明るい
- 10 黒褐色土 土器片、小石含む
- 11 黄褐色土 ロームブロック、ローム粒子多量含む

第4図

60号、59号、9号溝

56年度の調査終了後、遺物水洗作業の段階でカット痕のあるガラス球が検出された事により、覆土全てを水洗する事にした。検出された範囲では、壁周溝が廻りカマドは北に位置すると思われる。柱穴は認められなかった。遺物の大半は床直でなく、特に鉄滓は覆土中位からが多かった。

南コーナーに接して不整形な土塊が存在し、この中から約半数の鉄滓が検出されている。この土塊が住居以前に存在したのか、以後のものであるかは確定できなかった。発泡した土器もこの範囲内にあるものが比較的多かった。尚、鉄滓及び発泡した土器の分布は第5図に示した。(鉄滓の分布図の番号は写真図版の番号と同一である。発泡土器の接合関係は線で結び、実測番号を示した。)

出土遺物 (第8図)

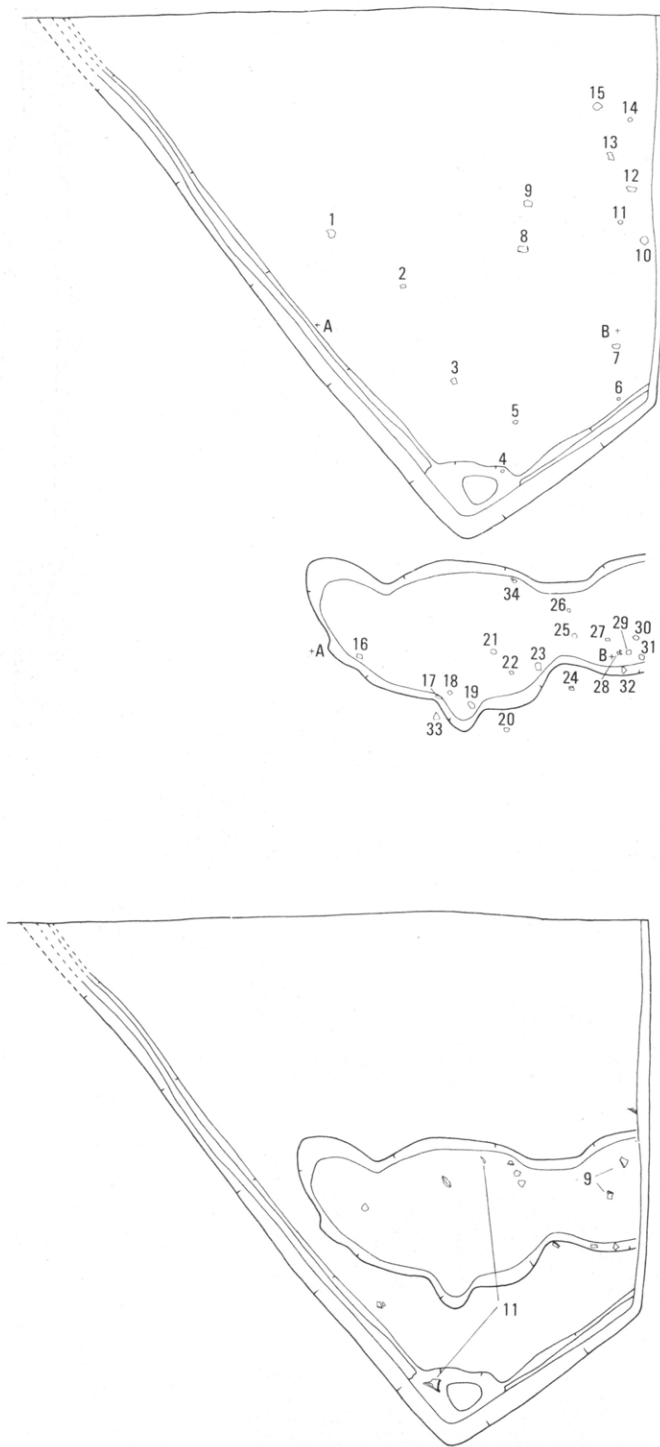
遺物は破片のみで、大半が図上復原したものである。この他に図示するにはむりのある破片がかなりある。特に高坏を羽口に転用したと思われる発泡したものが非常に多いが細片である。これらは発掘調査の段階では気がつかず、玉類、不明土製品、鉄滓、鉄滓チップ(図版27)と共に水洗作業によって検出されている。(図版10-1・2、11、12、13、14、15-1・2)

調査の段階で検出されている鉄滓も多く、30余点を数える。これらは実測をせず図版に示した。

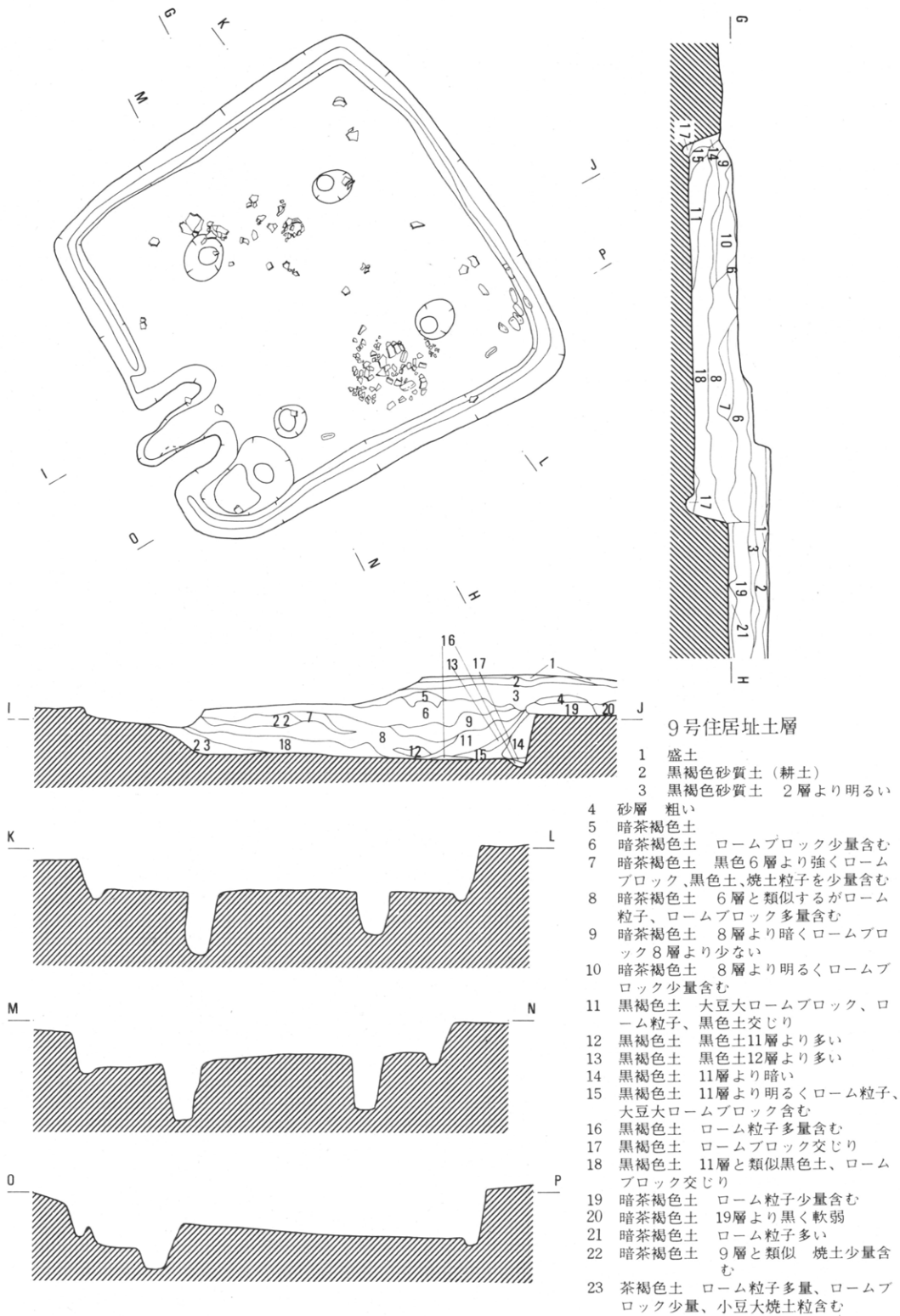
(図版15-3・4、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25)

図示した遺物は、甕3点、坏5点、高坏5点、玉類15点、土製品1点である。

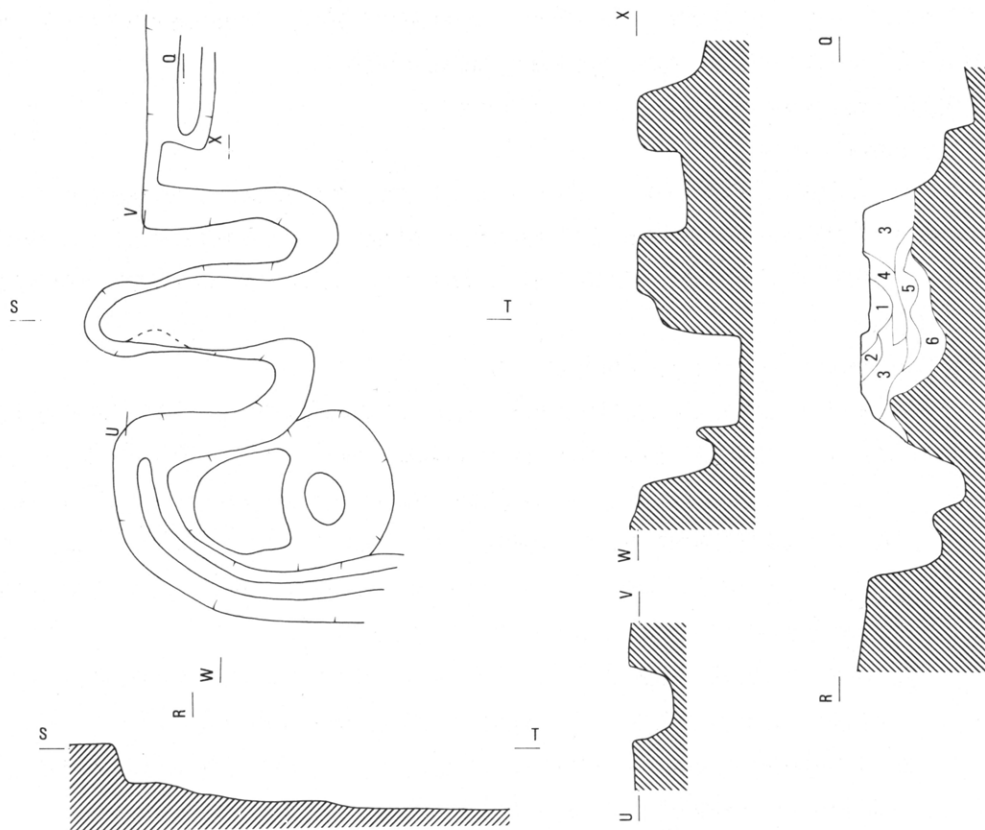
- 甕 1 残存 $\frac{1}{3}$ 口縁部口径、胴部一部図上復原。口縁部内外面ヨコナデ。頸部くの字強く外反。
 2 残存 $\frac{1}{3}$ 口縁部ヨコナデ。肩ヘラ削り。
 3 底部上がり底、内面炭化物付着。
- 坏 4 須恵器 残存 $\frac{1}{4}$ 底部口唇部欠。図上復原。底部外面一部回転ヘラ削り認められる。
 5 残存 $\frac{1}{3}$ 図上復原。口縁部ヨコナデ。底部ヘラ削り。
 6 残存 $\frac{1}{3}$ 図上復原。口縁部内外面ヨコナデ。胴部外面ヘラ削り。口唇部先端打ち欠きか？。作り調整共に丁寧。
 7 残存 $\frac{1}{4}$ 図上復原。口縁部内外面ヨコナデ。底部外面ヘラ削り 内面煤付着。
 8 残存 $\frac{1}{4}$ 図上復原。口縁部ヨコナデ。底部ヘラ削り。器高深く浅鉢状となる。
- 高坏 9 坏縁部、裾部欠。調整は回転復原。裾部ヨコナデ。脚部下半ヘラ削り、上半ヘラオサエ。脚部外面発泡一部鉄滓付着。(図版10-3・4)
- 10 坏縁部、裾部欠。裾部ヨコナデ。脚部下半ヘラ削り、上半ヘラオサエ。坏縁部臍状痕跡有り。(図版9-1)
- 11 残存裾部 $\frac{1}{4}$ 、脚部 $\frac{1}{4}$ 図上復原。裾部ヨコナデ後暗文施す。裾部先端一部、脚部上半発泡。脚部内面ヘラ削り。(図版9-2・3・4)
- 12 残存 $\frac{1}{4}$ 図上復原。裾部内外面ヨコナデ。脚部外面ヨコナデ、内面に粘土紐巻き上げ痕跡が残る。
- 13 残存 $\frac{1}{4}$ 図上復原。裾部内外面ヨコナデ。脚部外面ヨコナデ、内面粘土紐巻き上げ明瞭
- 玉類 14 石質不明。15~25の11個は全て滑石製と思われる。大きさ、厚みはまちまちであるが孔径はほぼ一定。26~28は土製で何れも黒褐色、他に図示しない一片がある。上、下面に稜を持ち、白玉状となる。(図版26)



第5図 60号、鉄滓(上)・発泡土器(下)分布



第6図 9号住居址



9号住居址カマド土層

- 1 ローム
- 2 黒褐色土 ローム粒子、小豆大焼土粒少量含む
- 3 黒褐色土 2層と類似するが暗い
- 4 黒褐色土 小豆大～大豆大焼土交じり
- 5 黒褐色土 ローム粒子多量に含む

第7図 9号住居址カマド

土製品 ほぼ直方体の土製品。用途不明。一部に粘土塊から切り離しの際にできるはみ出しと、下面には指紋も認められる。

9号住居址

遺構 (第6・7図)

60号住居址の西に位置し、南北3.65×東西3.80mの多少歪みがあるがほぼ方形に近いプランを示している。

壁のコーナーは緩やかにカーブし、壁高は30～40cm、カマド部分を除いて周溝が全周する。柱穴は4箇所確認されたが対角線から何れも外れ、径30～40cm、深さ40～50cmを測り、貯蔵穴は南コーナーにありカマドに接している。

カマドは南コーナー近くに位置し、残存状況はあまり良好でなかった。火床の焼土の立ち上がり及び煙道立ち上がりは不明瞭で、ブロック状の焼土が充填していた。

当実測図は焼土含みの土を排除して作成したものである。

出土遺物（第9図）

遺物は60号住居址より比較的多く、床直上のものが目立ち、甕の完形品が3個体検出された。

この住居址も覆土の水洗作業を実施し、玉類及び鉄滓（図版29-1）の細片を検出した。住居址ほぼ中央部の床直上から検出された坏内面に布目の付着しているものがある。組成等詳細は不明瞭である。（図版29-2）

図示した遺物は甕6点、坏2点、玉類4点である。

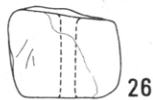
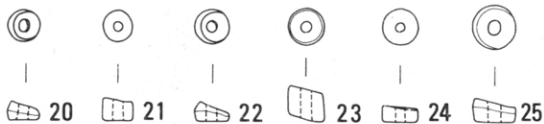
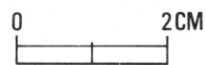
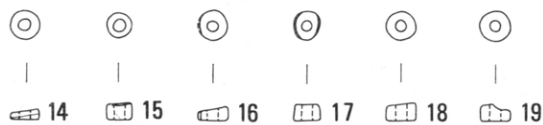
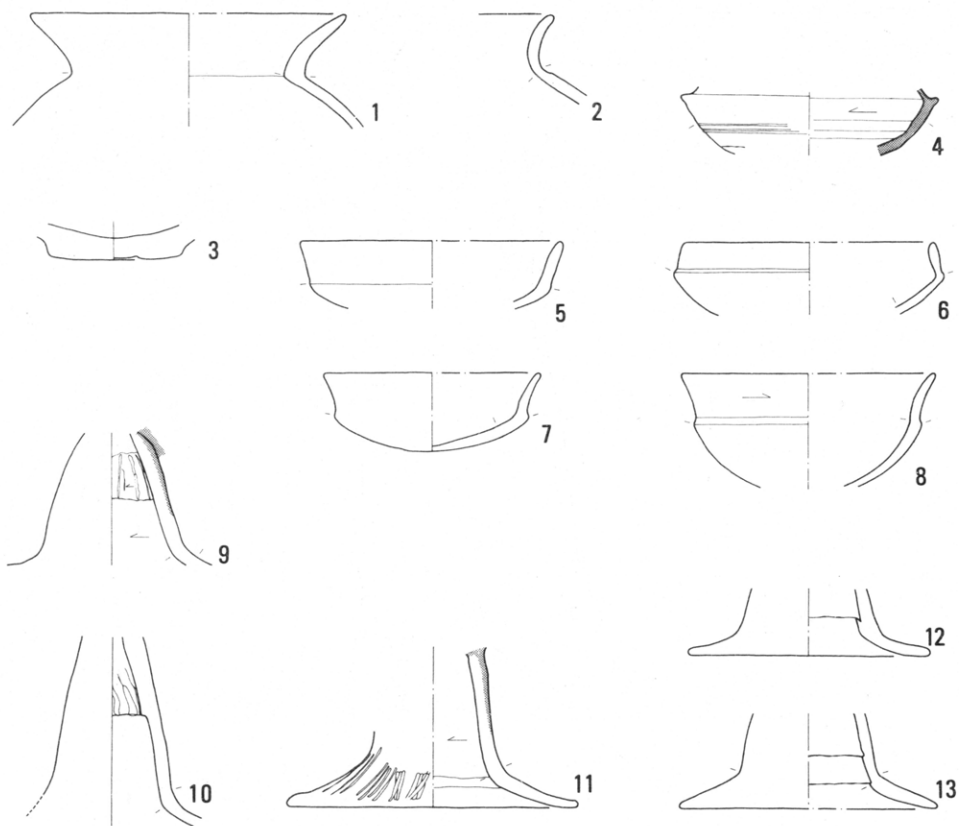
- 甕 1 胴部の一部を欠失する長胴で最大径は口唇部にある。口縁部中位に稜を持ち比較的厚手であるが、胴部は2～5mmと非常に薄い。口縁部ヨコナデ、以下ヘラ削り。底部はヘラ削りにより小さく作り出し不安定である。器壁が軟弱なのは製作後の使用によるものと思われる。胴部中位内面剝離著しく、外面胴部上半、底部近くに炭化物付着が多い。住居址内における出土位置は、口縁部の半分が西柱穴付近、他は東及び西柱穴の間の土器密集部分から検出されたものである。（図版28-1）
- 2 胴部下半を欠失する長胴で作りは1に似ている。胴部内外面ヘラ削り明瞭、内面炭化物付着著しい。1に比べ器壁は厚い。色調は灰褐色を呈す。（図版28-2）
- 3 小型の長胴で最大径は口唇部にある。口縁部ヨコナデ、以下ヘラ削り。底部木葉痕。胴部内面中位以下剝離著しく、外面胴部上半炭化物付着。（図版28-3）
- 4 口縁部 $\frac{1}{2}$ 残存 図上復原。口縁部ヨコナデ。胴部ヘラ削りと思われる。
- 5 口縁部 $\frac{1}{2}$ 残存 頸部が若干のくの字状を呈しているの図示した。口縁部ヨコナデ。胴部内外面ヘラ削り。胎土に小豆大の礫を多く含む。色調は赤褐色、黒色を呈する。
- 6 底部 $\frac{1}{2}$ 残存 木葉痕。但し上がり底の後に木葉痕が着いた形跡がある。一般的に熱によると思われる風化が著しい。尚、木葉痕は底部中心より外れる。
- 坏 7 残存 $\frac{1}{4}$ 図上復原。口縁部ヨコナデ、他は風化摩滅著しく不明瞭。
- 8 残存 $\frac{1}{4}$ 図上復原。口縁部ヨコナデ、他は風化摩滅著しく不明瞭。
- 玉類 9 10石質不明であるが比較的硬質である。11は滑石製である。一方は平坦であるがもう一方の孔周囲に稜を持つ様な形状を示す。
- 12 土製で黒褐色。上下面に稜を持つが丸玉状に近い。
- 13 土製の平玉。厚さ5mm、径15mm。（図版28-4）

9号溝（第4図）

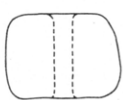
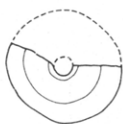
幅1.40m、深さ約70cm。7層下半より鉄滓2点が検出されている。（図版30-1・2・3）

59号住居址（第4図）

56年の調査で大半が調査されていたが、攪乱で不明瞭。遺物は検出されなかった。



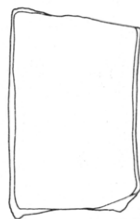
26



27

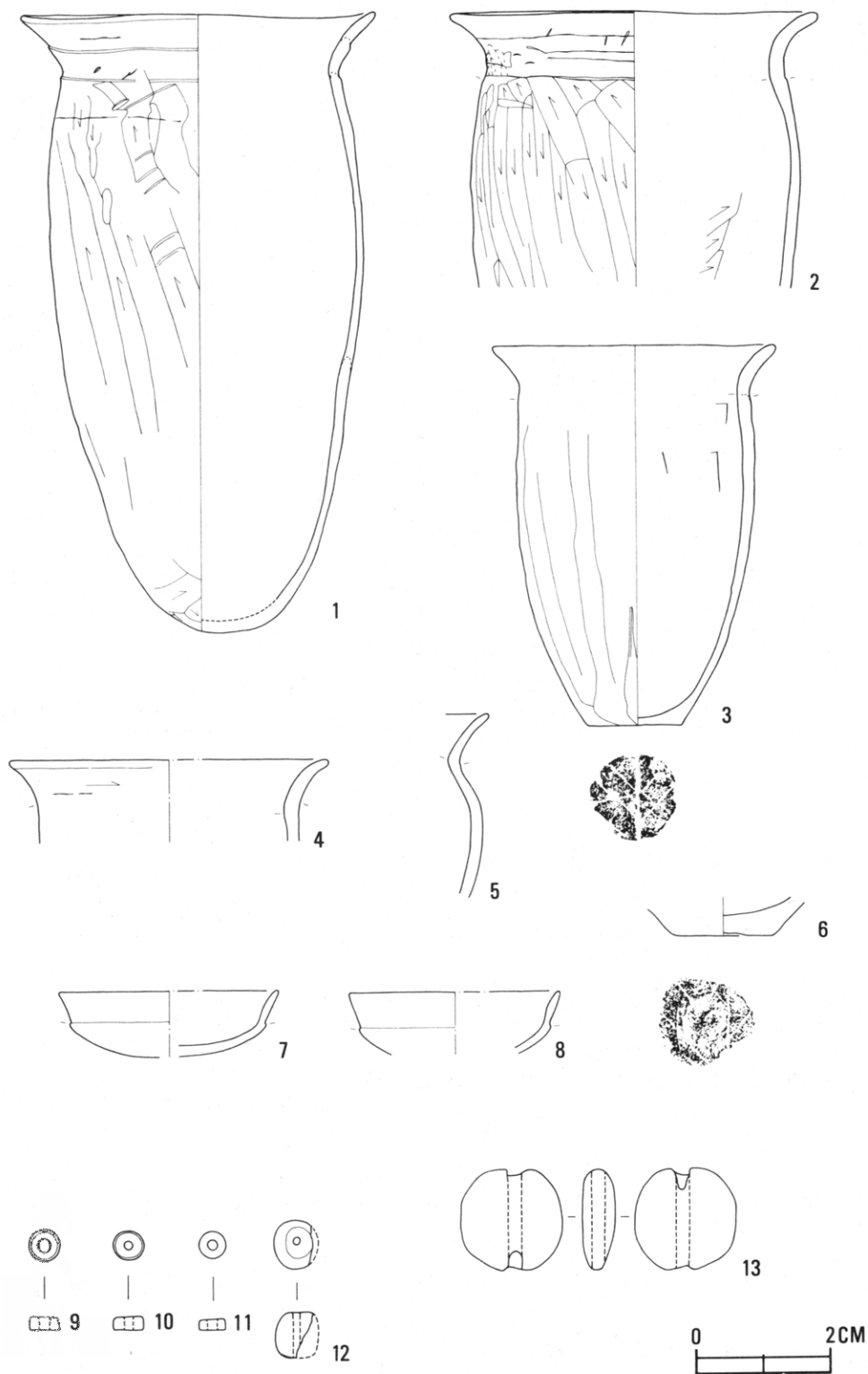


28



29

第8图 60号住居址出土遗物



第9图 9号住居址出土遺物

2. まとめ

夏目遺跡で今回調査した遺構は、住居址3軒、溝1であるが、住居址と溝はすでに56年度の調査で検出済みであり、この際の整理作業終了後の成果を持たず、まとめる事は危険であると思うので、概略を記すのにとどめたい。

56年度の調査の段階で、この住居址の付近から鉄滓の検出が何点かみられ、しかも60号住居址の遺物水洗作業中に検出されたカット痕のあるガラス球など、調査前から細心の注意をはらうべく調査に望んだ。

鉄滓は51号住居址、68号住居址及び、幅約6m、深さ1.2mの5号溝からそれぞれ検出されていた。

60号住居址では、調査の段階で検出され、番号を付した鉄滓は34点、これらの分布は第5図に示した通りである。特に、南コーナー付近に存在した不整形な土壌の中に多く、半数を数える。それ以外の鉄滓は比較的レベルも高く、覆土の黒褐色土中に含まれる場合が多かった。これは9号溝の断面で検出された鉄滓と同様な土質であった。

土壌の深さは床面と認定したレベルより最大10cmほど下がっているが、焼土、炭化材等は全く認められず、鍛冶遺構とは考えられない。しかも、当住居以前に存在したもののか、廃絶後のものか断定できなかつた。これは、土壌の検出と住居址断面図作成の不徹底によるものであると、反省すべきであろう。これら鉄滓と共に、発泡した土器片が多く検出されたが、調査の段階では注意できず、水洗作業の進行に伴い多いことが確認され、番号を付して取り上げた54点のうち14点にみられ、しかもこれらは、高坏の脚部に限られている。この分布については第5図に示してあるが、実測図の示せないものについては、写真図版に掲げてある。(図版9~15)

9号住居址は、3.65×3.80mの比較的小規模なもので、既調査住居址では最小の部類に属する。遺物は床面直上から、ほぼ完形を保つものが検出されており、不明瞭ながらカマドも検出されている。この住居址の覆土から鉄滓(6.7×5.8×3.5、136g)1点が検出されているにすぎない。

今回この2軒の住居址の覆土について水洗作業を行い、今後の調査方法への指針となるべき問題点が導き出された。

60号住居址の覆土は概算で4.73m³で、この中から総重量4.044kgの鉄滓及びチップが検出され、この他に石製白玉12点、土製玉4点、黒燿石製石鏃片1点が検出された。

9号住居址では覆土概算3.71m³で、鉄滓総重量0.174kg、石製白玉3点、土製玉2点が検出されている。

近接した2軒の住居址において、鉄滓の総出土量の違いは製鉄の精錬時期を考える上での手がかりとなると考えられる。これらの鉄滓について分析は行っておらず、詳細は不明であるが、佐藤忠雄氏の指摘により鍛冶チップ(図版27)が含まれていることから、小鍛冶がこの集落内に存在していた事が推察される。

今回実施した覆土水洗作業は、調査段階での細心の注意力も及ばないことが痛感された。私共はか

つて、カマドの構築土の水洗作業を行い、ある一時期に石製の玉類を含むことを確認している。すでに後張遺跡でも、細かな遺物の検出についての問題意識が提起されているが、日程及び、予算がゆるされるならば、今後この作業は絶対に欠かすべきでないと思う。(井上)

鉄 滓 一 覧 表

(単位 cm 重量g レベルm)

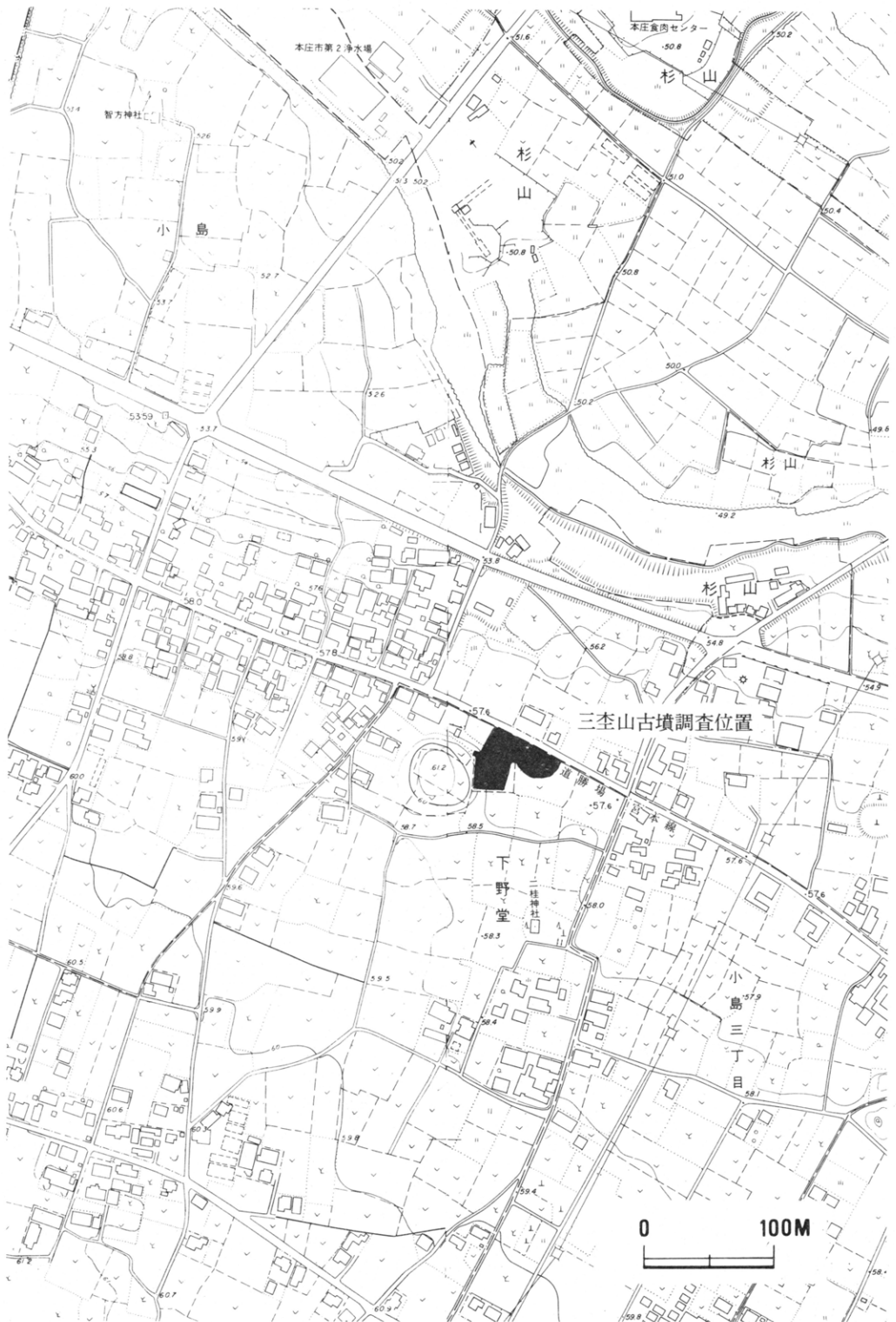
出土位置	長	幅	最大厚	重量	出土レベル	備考
1	6.3	4.8	3.9	78	63.474	図版15図
3	5.0	4.2	1.5	28	63.468	16
4	5.0	4.2	1.4	4	63.309	16
8	7.0	4.7	2.2	82	63.717	16
9	5.3	4.6	2.7	56	63.716	17
10	5.9	5.7	2.8	88	63.657	17
13	5.8	3.8	2.2	28	63.562	18
15	7.0	6.0	1.9	54	63.571	18
16	6.6	4.5	2.3	52	63.171	19
17	6.5	5.0	2.5	66	63.173	19
18	—	—	—	30	63.180	20
19	6.2	5.3	2.5	78	63.199	20
20	3.5	3.3	2.1	22	63.263	21
23	7.1	5.1	2.1	62	63.249	21
26	5.8	5.3	2.3	98	63.249	22
28	3.2	3.1	2.0	16	63.162	22
29	4.4	3.8	1.6	18	63.177	23
30	5.5	3.7	1.9	36	63.201	23
31	5.9	5.4	3.7	86	63.287	24
34	5.4	3.9	2.1	34	63.185	24
S	8.8	5.1	2.4	64	—	25
						碗型滓か?
46	4.1	3.6	2.4	14	63.183	25
1	8.5	6.5	4.0	136	—	9溝30
2	4.8	3.5	2.4	64	63.408	9溝30

(重量測定 寺岡式デジタル料金秤 MODEL DS-20使用

長さ、幅は写真に合わせ、厚さは最大厚を採寸した)

三 柰 山 古 墳

三 柰 山 7 号 墳



第10図 三奈山古墳の位置図

I 発掘調査に至る契機と経過

1. 発掘調査に至る経過

本庄市の西部にあたる大字小島一帯は、台地末端の崖ぞいに帯状に広がる遺物散布地とともに、県選定重要遺跡である旭・小島古墳群も所在する。この地域は国道17号線と旧中仙道にはさまれた、交通の便がよい地理的条件を反映して、開発行為も著しい。そのため調査申請も多く、現在までに10ヶ所ほどが本庄市教育委員会等により発掘されている。

今回の調査は、本古墳群中盟主級と考えられる三杵山古墳と、その周辺部に係る。すでに周辺の調査で応々にして遺構、遺物が検出されており、文化財保護上の措置は必然的な状況を呈していた。

遺跡調査に至る経過については、次の通りである。昭和58年4月12日に本庄市大字小島字三杵山37、38、40番地他の土地所有者である塩原一郎氏より同地造成のため、埋蔵文化財の有無について本庄市教育委員会へ問い合わせが来た。これに対して市教育委員会では、昭和58年4月20日付け本教社発第91号で次の内容の回答を送付した。

1 造成地内に係る埋蔵文化財については、本庄6号遺跡（縄文・奈良・平安時代）が周知の遺跡として遺跡地図に記載されている。

2 造成地の西側は三杵山古墳（本庄134号遺跡）が所在し、墳丘裾及び周濠の範囲内に入ること。

3 道路をはさむ北側一帯の造成時の発掘調査で6基の古墳址が確認されており、周辺が古墳群で未発見の古墳が埋蔵する可能性を秘めていること。並びに現地に土器片等が散布していることなどから、現状保存が望ましい旨を記した。

さらに、やむを得ず現状変更を行なう場合は、埋蔵文化財発掘調査届を文化庁長官に届け、発掘調査を実施すること。調査の実施にあたり、埼玉県教育委員会並びに、本庄市教育委員会との事前協議を徹底する旨を回答した。

その後、塩原一郎氏と協議の結果、昭和58年4月28日付け本教社発第99号をもって、埼玉県教育委員会を経由して文化庁長官に埋蔵文化財発掘調査通知並に、塩原一郎氏よりの埋蔵文化財発掘届を提出し、事前の記録保存のための処理に向けて進展した。これに対して、昭和58年7月21日付け58委保記第2-1576号で文化庁文化財保護部より、埼玉県教育委員会へ通知書の受理があり

その写しは昭和58年7月29日付け教文第13-59号で埼玉県教育委員会から本庄市教育委員会へ通知されるに至った。

以上の経過をふまえて、発掘調査は昭和58年5月19日より実施される運びとなった。（増田）

2. 発掘調査の経過

5月

昭和58年4月28日 塩原氏から発掘届が提出されたことにより、5月19日より調査を開始する。

開発行為の行なわれない部分についても、所有地内については全て確認することになり、トレンチを設定する。表土層は粘質を持ち固いため、掘りにくく作業員の労多いものがあった。

周堀とみられる黒色土が検出されたが、三空山古墳では遺物はほとんどみられなかった。三空山古墳の周堀とその東に古墳址一基の存在が予測され、確認面での埴輪の検出がみられた。

6月

トレンチの拡張を続け、三空山古墳については周堀の位置がほぼ判明するが、その東の古墳址については、トレンチによる黒色の分布のみでは確認しにくい状況であり、前方後円墳、あるいは帆立貝式となることも考えられた。下旬から、重機を利用し、遺構の確認された部分の耕土除去作業に入る。

周堀周辺からの埴輪の検出が多く、耕土除去も多少高めに実施する。古墳址のプランは帆立貝式になることが判明し、これを三空山7号墳とした。

7月

耕土除去を継続するが、雨天と快晴との気候の変化がはげしく、作業は困難を極める。粘質土のため、雨天では足元が悪く、晴天では非常に硬さとなる。

重機によって確認された周堀の調査を開始するとともに、中旬から土層図作成のため人員を増強し、実測可能な部分より実測調査を開始する。7号墳前方部先端より、鞍以後と両足を欠した馬形埴輪を検出する。

レベルは、旭・小島古墳群範囲確認緊急調査時に設置した遺跡原点より移動し、グリットは任意に設定し、後日座標を取り付けることにする。周堀内の調査、グリット打杭などを、実測調査と併行して実施する。

三空山古墳では、周堀内からの遺物はほとんど認められず、7号墳では、周堀の比較的中位に埴輪片（主に円筒・朝顔形埴輪）が多くみられる。

三空山古墳周堀は北部分で深いのが、南に向って深さを減じ、その外周も不明瞭となり、近・現代の土壌が多くみられる。下旬より細部の検出と平面実測作業を開始する。実測は6mのグリットから、1m毎に5寸釘を落して基準とした。

実測、撮影の終了した部分について遺物の取り上げと、7号墳の周堀覆土上面にある黒褐色土層など、火山灰の混入している土層のサンプルを採集して、現地での調査を月末までに終了させる。

調査区の関係で良好な写真撮影が実施できなかったことから、空中撮影を実施する。天候に左右されながら8月4日に実施する。

(大東)

II 三空山古墳・三空山7号墳

1. 遺跡の概要

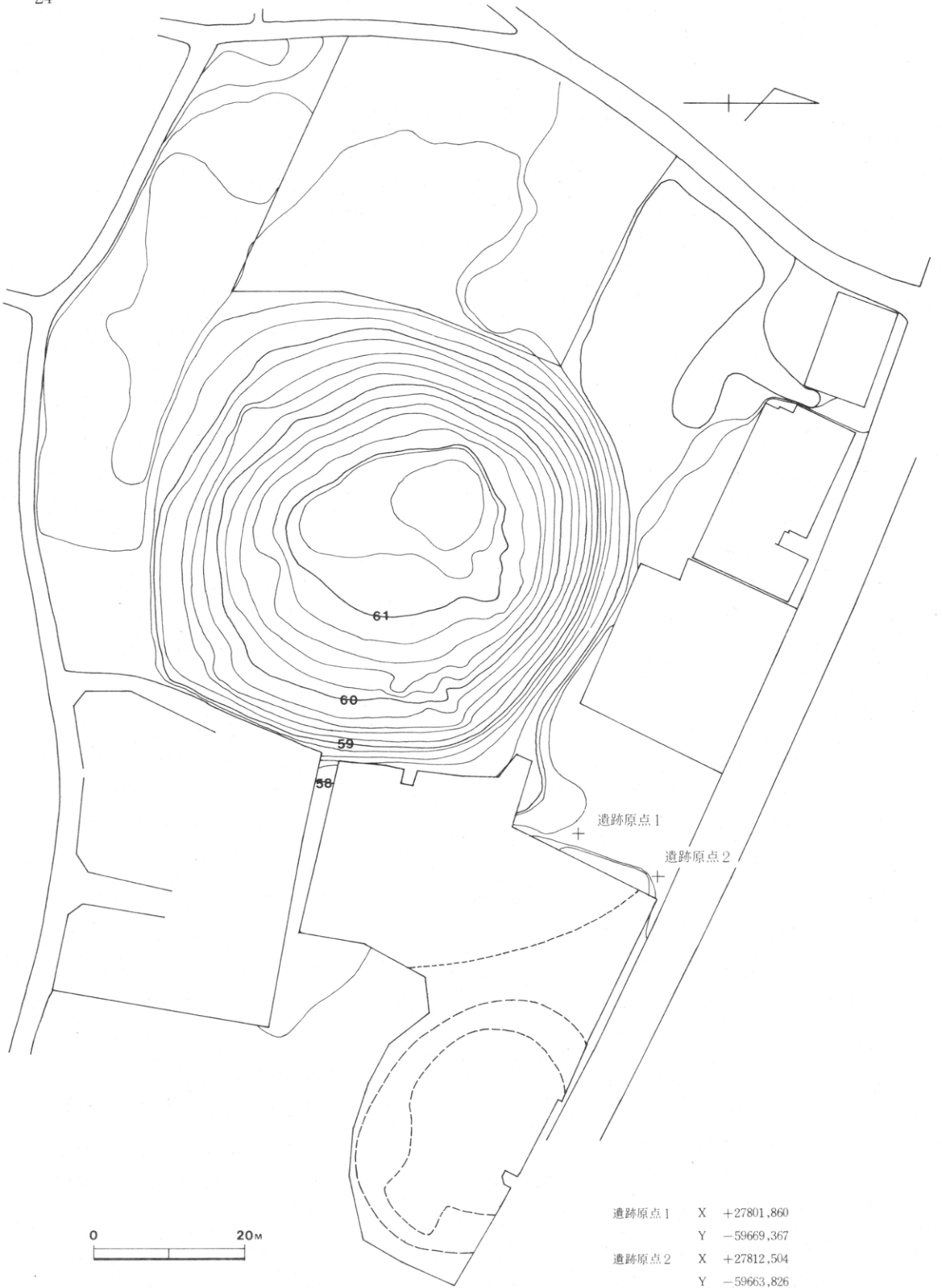
三空山古墳を包含する、旭・小島古墳群は昭和51年に「群として価値の高い遺跡」、「地域的に特色ある遺跡」の二点を根拠に埼玉県選定重要遺跡として、埼玉県指定文化財に準ずる扱いを受けて数々の保護策が講ぜられてきた。本庄市では昭和52年3月に、古墳群内の比較的良好に遺構を保存している4基について、本庄市指定文化財に指定し、固定資産税の免除、保存委託料の交付、雑草の定期的下刈り等の措置を講じ、文化庁、埼玉県は「重要遺跡範囲確認緊急調査」の対象として昭和55、56年度の2ヶ年間にわたり、国庫補助、県費補助をつけて、その調査を本庄市教育委員会に委ねた。この調査は、当古墳群内に所在する御手長山古墳の破損事故を契機とし、埋蔵文化財保護策の一環として昭和52年に計画されたもので、この調査成果を礎に、開発行為の著しい旭・小島古墳群を保護、保存しようとするものであった。

調査は古墳群域の大縮尺図作成、残存する古墳の実測、消滅古墳の確認などが計画に盛り込まれていたが、その調査報告書はいまだに公開されていないので詳細は不明であるが、土地の人の言い伝えで確認できる古墳址の他に、現状では全く推定することさえもできない場所から、古墳址が検出される場合がある。三空山古墳の中仙道をへだてた北斜面から昭和55年、本庄市教育委員会の調査で6基の古墳址が検出されている。調査を担当した当時、全く古墳としての痕跡すら認められず、地区住民の言い伝えも聞いていなかった地から妙な黒色土の分布は試掘の段階当初では異様に考えられた。

この古墳址群は朱を使用した礫礫をもち、江戸時代の伸展葬墓を検出した1号墳、B種横バケの円筒埴輪を出土した2号墳、互いに考慮して築造された3号、4号墳、玦状の周堀をもつ6号墳など、今後の当地域に於ける調査のむずかしさを予測させたものであった。

この三空山古墳の西約300mには箱式石棺をもつ八幡山古墳（市指定文化財、本庄131号遺跡）と下野堂遺跡が所在している。東南約500mには御手長山古墳が存在し、その周辺には、ほぼ現状を保つ135号墳、136号墳（蚕影山）、137号墳（山の神）が所在し、いずれも市指定文化財となっている。昭和34年の小島地域のみ分布調査で44基の古墳および古墳址とみられる基数が確認されているが、主に御手長山古墳を中心とする、小島地域の東部に多く、八幡山古墳や、三空山古墳を中心とする西部地域には、元来墳丘を残しあるいは、その痕跡を認められるものは非常に少なかった。本庄市下野堂に接した上里町七本木からも昭和58年12月の試掘によって古墳址が検出されており、これら現地表面に全くその痕跡さえも現在に伝えていないところにも多くの古墳が存在していたことが予測されそれらを含めると、上里町神保原にまたがる旭・小島古墳群は膨大な数の古墳を擁した一大古墳群であったことがうかがえるのである。

またこれら全く痕跡さえつかめない古墳址の多くは、少なくとも近世以前には何らかの原因によって削平され、地域住民の記憶にもとどめないまま現在に至ったものと考えられる。尚三空山古墳は通称「しんまち山」と呼ばれ、明治40年代「藤岡の人が来て掘った」と言い伝えが残る。（長谷川）



第 1 1 図 三李山古墳全測図

2. 三笠山古墳 (第13図・14図、図版34-1)

三笠山古墳は大字小島字三笠山に所在し、小字名にもなっており、また、土地の人からも「しんまち山」と呼ばれ、長く親しまれてきた古くから目立った古墳である。

昭和56年度県選定重要遺跡「旭・小島古墳群」範囲確認緊急調査によって作成された測量図(第11図)によれば、墳丘南北64m、東西60m、高さ3.2mを測る円墳である。南面がなだらかな現状を示すが、これは土砂の流出によるものではないかと考えられる。墳丘全体が畑地として耕作されている。南側と西側の道路が周堀の外周に当たると考えられる。以前から、埴輪、葺石は認められていない。この古墳は明治40年代すでに盗掘にあっているといわれているが、主体部の状況を記憶する人はいない。現在残存している古墳及び、これまでに発掘調査で確認された古墳址の中では、最も規模の大きな古墳である。

今回の調査では、この古墳の北東部分において、周堀およそ $\frac{1}{2}$ を検出した。幅は26mを測り、周堀外周径は110mを越すと推定される。周堀の深さは、調査区北隅で確認面より約80cmで、南に向かって深さを減じて、調査区南隅ではわずかに黒褐色土がローム上に認められているにすぎない。

出土遺物は、B-B'セクションの比較的下位から土師器破片が検出されているにすぎない。

周堀内に多数みられた土壌は、すべて近・現代と推定され、本報告では詳述をさけた。

3. 三笠山7号墳 (第12図・14図、図版32)

三笠山古墳の北東に位置し、調査前は古墳の存在すらまったく推定できない平坦地であった。

この古墳址の基盤であるローム層及びその覆土は強い粘質を持ち、接する三笠山とは土質においてかなりの相違を示している。

後円部 $\frac{1}{2}$ は道路の下にあり調査できなかったが、周堀の外周は楕円形を示し、その中に帆立貝式の平面プランが確認された。したがって、くびれ部周辺では周堀幅が広がっている。後円部は円形ではなく前後方向に長径を持ち、前方部は左右不均等な台形である。

長軸28.7m、くびれ部8.0m、前方部前面幅9.2mを測り、周堀を含む全長は35.5mである。

周堀幅は、前方部前面2.2m、北側くびれ部5.5m、南側くびれ部6.0m、後円部3.0~5.0mを測る。周堀の深さはくびれ部で最も深く確認面より1.2mを測り、後円部をめぐる周堀の深さは60~80cmとほぼ一定しているが、前方部では40cm前後と浅くなっている。

出土遺物は、埴輪片の出土が多く、特に東部分、しかも周堀中位より上部に多く検出され、また、前方部においては馬形埴輪が検出されている。(図版34-2)角閃石安山岩が埴輪片(円筒・朝顔形)と混在した状態で検出されて、これらの安山岩は加工がほどこされず、石室に使用されたものか、葺石として利用されたものかは不明である。

後円部中央東寄りの、1.3×0.5mの長楕円のプランは遺構ではなく、電柱の控綱であった。

なお、周堀の覆土中位からは、ゴマ粒大程の火山灰様のものが確認されている。

この種の形態を持つ古墳は、当古墳群内では確認されておらず、特異な古墳といえる。

なお、墳丘部分の確認面はほぼ平坦である。



第12図 三桠山7号墳

4. まとめ

今回の調査は周堀一部と痕跡さえみられなかった古墳址の調査で、しかも遺構のみの報告であるので、時期的な問題等は遺物の整理が終了した段階で改めて検討するつもりであるが、遺構から導き出される問題点、或るいは今後の埋蔵文化財行政の対応策等の指針とすべく簡単にまとめてみたい。

旭・小島古墳群は群集墳を構成し比較的新しいものと考えられていたが、昭和30年度以後の小規模開発により次第に姿を消しつつあり、昭和34年度の分布調査で古墳及び古墳址とみられる44基が確認され、昭和50年の段階では(注1)11基が認められるにすぎなかった。これらの古墳を概観すると、標高5.68～6.1mの北になだらかな斜面上に散在し、角閃石安山岩の転石が特に目立っていた。これら古墳の所在と転石は、特に御手長山古墳を中心とする小島東部地区に多くみられ御手長山古墳はその報告書(注2)において、埼玉・群馬県域における角閃石安山岩を使用した石室を有する古墳についての検討を加え、7世紀初頭に築造時期を比定し7世紀中葉まで墳墓としての機能を持っていたと考えた。そして、この周辺の古墳・古墳址は同じような石室を持ち何れも7世紀代のものと考えられているようである。

今回調査した三笠山古墳や八幡山古墳(本庄131号遺跡)を中心とする小島西部地域では、古墳及び古墳址と認められるものは非常に少なく、昭和49年、下野堂地区で宅地造成に伴い事前に本庄地区から5世紀に比定される方形周溝墓13、円形周溝墓1、帆立貝式状古墳址1が調査されている(注3)。この遺跡に隣接する八幡山古墳は未調査なので詳細は不明であるが、箱式石棺を持ち当古墳群内では比較的古い時期に属するとみなされている。昭和55年の調査で、三笠山古墳北斜面から礫層を持つ古墳、B種横バケの埴輪を持つ古墳等、比較的古い要素を示す6基の古墳址が検出されている。古墳群域の調査が少ない現状の中で許されるならば、旭・小島古墳群の群集墳としての中心となり、時期の下るにしたがって小島東部地区、上里町石神地区の東西へ広がっていったものではないかと考えたい。ちなみに、現在確認されている古墳の中ではその規模からみても最大であり、位置的にもほぼ中心に当たる。

三笠山7号墳は昭和55年の調査によって検出された古墳と共に、全くその痕跡を地表にとどめていず、しかも後円部の一部を中仙道が走っている。これが古墳としての形を消失したのは、中仙道設置以前であると考えられる。江戸時代当初に作られたと考えられる中仙道はこのあたりでは路線の変更は認められず、しかも、三笠山1号墳では江戸期の墓壙を伴っており、埋葬段階ではやはり墳丘は無かったと考えられている。

『中山道宿村大概帳』によれば、小島・下野堂地区では中仙道の道幅を三間～三間半と記録し、さらに三笠山古墳の北西20mには一里塚と共に、三国通り・前橋道が分岐し、中仙道開設の段階にはすでに消滅していたと考えて間違いないだろう。

何れにしても、今後遺物の整理の終了した段階で細かく分析し、築造時期の問題等も考えたい。

注1 『埼玉遺跡地図』 昭50 埼玉県教育委員会

注2 『御手長山古墳発掘調査報告書』 昭53 本庄市教育委員会

注3 『下野堂遺跡』『本庄市史 資料編』 昭51 本庄市

三空山古墳周堀断面土層

- 1 茶褐色土 耕作土 火山灰を含み軟弱
- 2 暗茶褐色土 火山灰を多量、焼土粒子を少量含みや軟弱
- 3 黒褐色土 粗い火山灰を多量、焼土粒子と炭化物を少量含み固くしまり粘性有り
- 4 黒褐色土 3層より火山灰と焼土粒子を少量、ローム粒子を微量含む
- 5 黒褐色土 ローム粒子、火山灰を微量含みや軟弱
- 6 黒褐色土 焼土粒子とローム粒を少量含み軟弱で砂っぽい 4層より黒色強い
- 7 黒色土 ロームブロックを少量含み軟弱
- 8 暗茶褐色土 3層よりこまかい火山灰を多量、焼土粒子を少量含み固くしまる
- 9 黒褐色土 火山灰を多量、焼土粒子、ローム粒子を含み4層よりやや明るい
- 10 黒褐色土 ロームブロック、ローム粒子を含む
- 11 黒褐色土 火山灰、ローム粒子、焼土粒子、炭化物を含む 赤褐色粒子多量含む
- 12 ロームブロック
- 13 黒褐色土 ロームブロック、ローム粒子を極多量含む
- 14 黒褐色砂質土
- 15 黒褐色土 3層と類似するが黒色強い
- 16 黒褐色土 火山灰、ローム粒子、炭化物を少量含み固くしまる
- 17 黒褐色土 15層と類似 土器片を少量含む
- 18 黒褐色土 15層と類似 固くしまる
- 19 黒褐色土 火山灰、ロームブロック 炭化物を少量含みや軟弱
- 20 黒褐色土 ローム粒子を少量含み軟弱
- 21 黒褐色土 ロームブロック、ローム粒子を含みや軟弱
- 22 黒褐色土 ロームブロック、ローム粒子を多量含み軟弱
- 23 黒褐色砂質土 ローム粒子を少量含み軟弱
- 24 黒色砂質土
- 25 黒褐色土 火山灰、ローム粒子を少量含み2層より黒色強い
- 26 黒褐色土 25層と類似するが2層より明るい
- 27 茶褐色土 1層より明るい
- 28 盛土

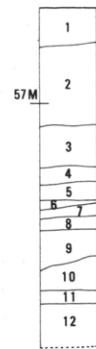
三空山7号墳周堀断面土層

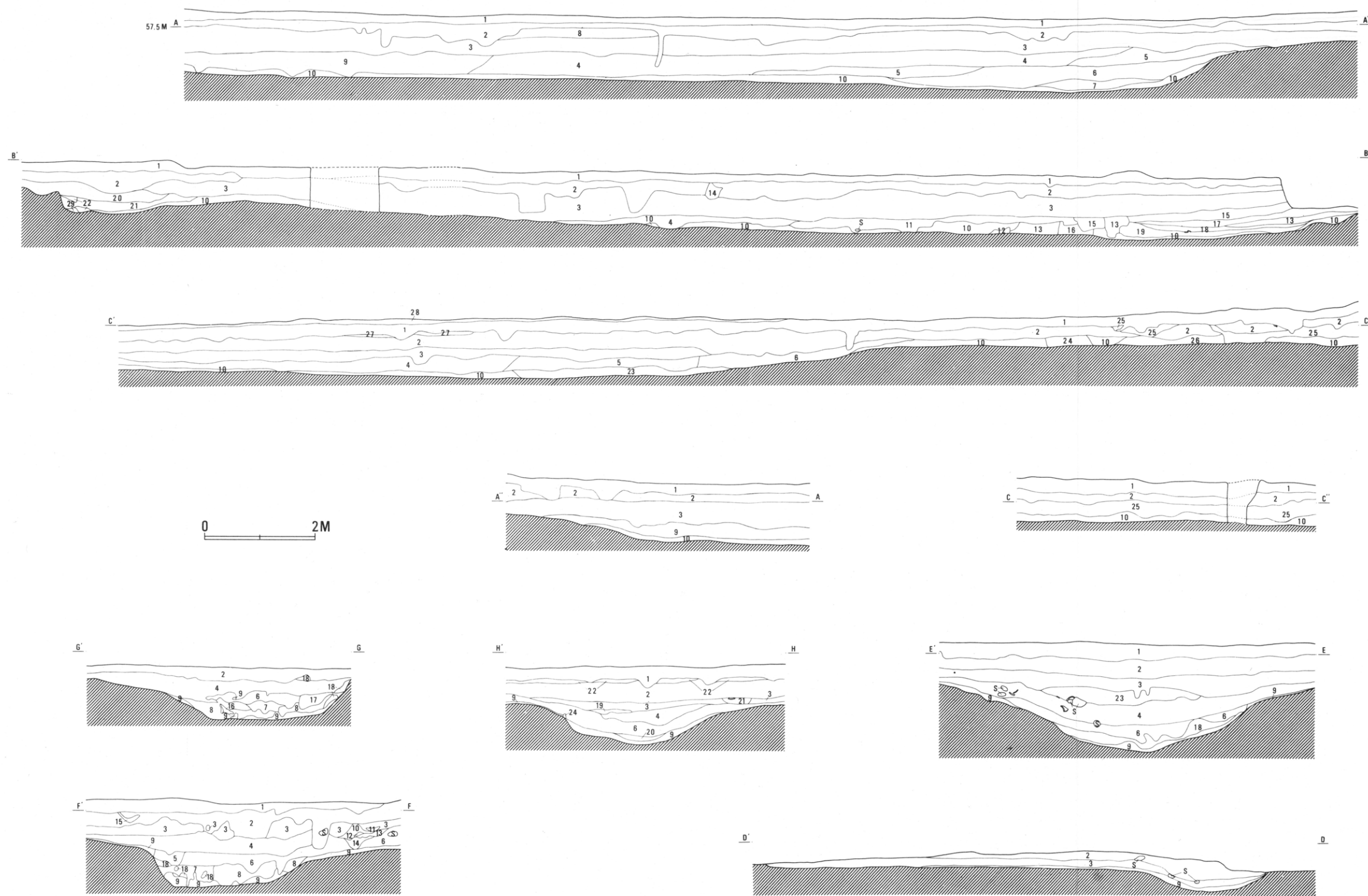
- 1 暗茶褐色土 耕作土 火山灰を含み軟弱
- 2 黒褐色土 粗い火山灰を多量に含み固くしまる
- 3 黒褐色土 2層と類似するが黒色強い
- 4 黒褐色土 3層より火山灰を少量含み、黒色強く、固くしまる
- 5 黒褐色土 火山灰、ローム粒子を少量含む
- 6 黒褐色土 5層より火山灰を少量含み、黒色強い
- 7 黒褐色土 5層より火山灰を多量に含む
- 8 黒褐色土 7層より火山灰を多量に含み、やや明るく、粘性有り
- 9 黒褐色土 ロームブロック、ローム粒子を多量に含む
- 10 黒褐色土 3層と類似するがやや砂っぽい
- 11 黒褐色土 3層と類似するが粘性が有り固くしまる
- 12 黒褐色砂質土 黒色土と砂交じり
- 13 黒褐色砂質土 12層よりやや明るい
- 14 黒褐色土 6層と類似するが黒色強い
- 15 茶褐色土 火山灰を含まず
- 16 黒褐色土 8層に類似するが黒色強い
- 17 黒褐色土 6層と類似するがローム粒子を少量含み黒色強く砂っぽい
- 18 黒褐色土 ローム粒子を多量に含む
- 19 黒褐色土 4層に類似するが黒色強い
- 20 黒褐色土 6層よりローム粒子を多量に含む
- 21 黒褐色土 4層よりやや黒色強い
- 22 暗茶褐色土 1層より明るい
- 23 黒褐色砂質土 火山灰を含む
- 24 ロームブロック



標準土層

- 1 表土
- 2 ローム
- 3 砂礫 5cm位の礫と砂 礫の間は砂が充たされている
- 4 砂 小豆大礫含む
- 5 砂礫 5cm位の礫と砂
- 6 ローム
- 7 砂の純層 茶褐色
- 8 ロームと砂 ロームに部分的に砂が交じる
- 9 砂礫 マッチ棒先大~大豆大 かたよりあり
- 10 砂の純層 茶褐色
- 11 砂の純層 上層より粗い
- 12 砂礫 握こぶし大~小豆大の礫が交じる 礫と礫の間に空間あり





第14图 三李山周堀断面实测图



1 夏目遺跡調査前風景



2 調査風景



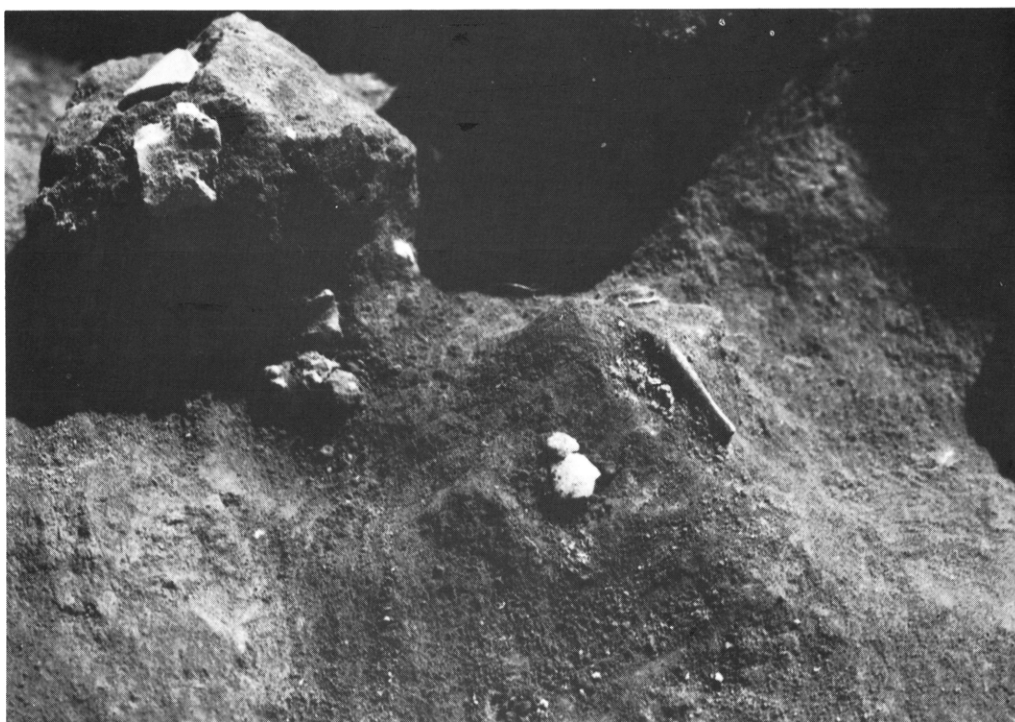
1 59号住居址・9号溝



2 60号住居址



1 60号住居址 遺物出土状況 (第11図・図版9)



2 60号住居址 遺物出土状況



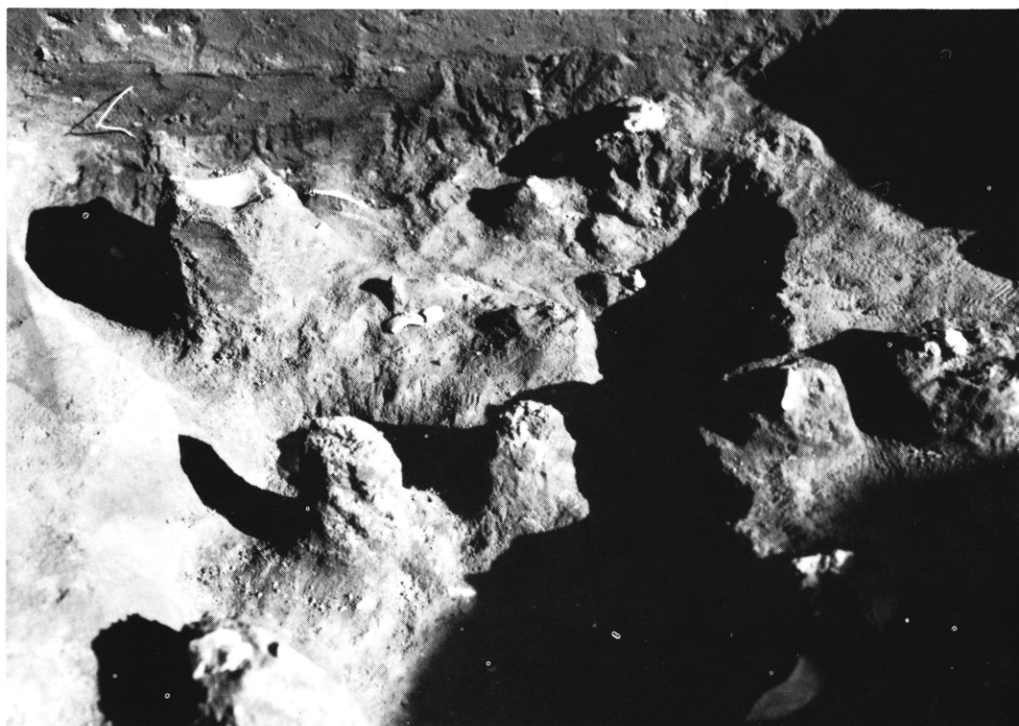
1 60号住居址 遺物出土状況(第8図・11)



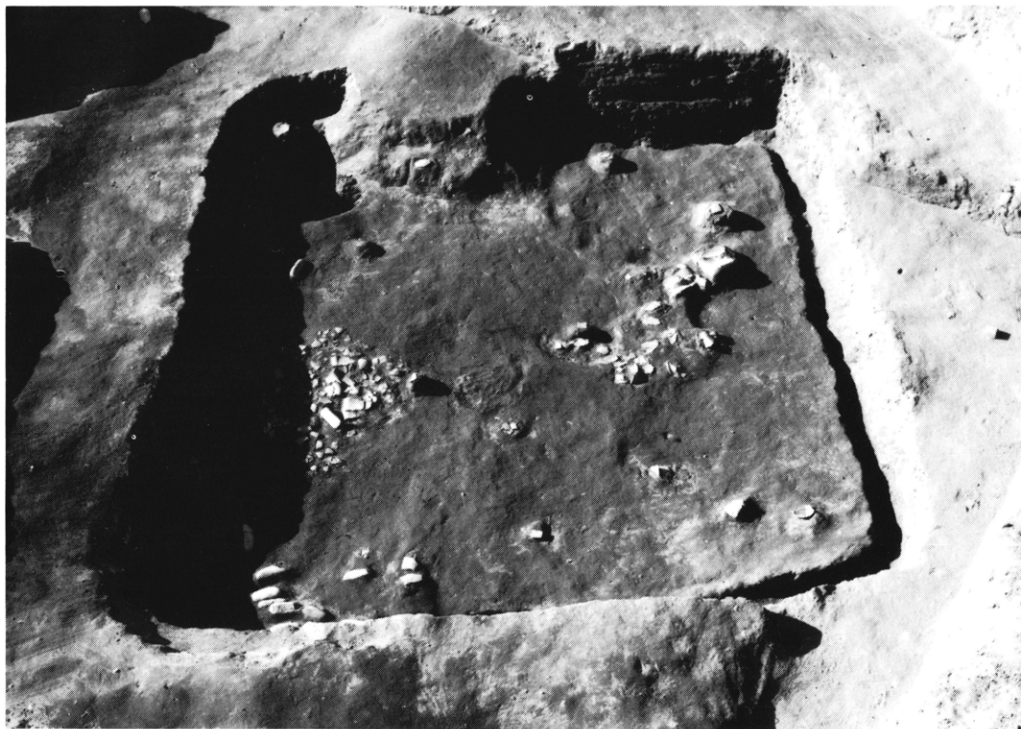
2 60号住居址 遺物出土状況



1 60号住居址 遺物出土状況



2 60号住居址 土壌遺物出土状況



1 9号住居址



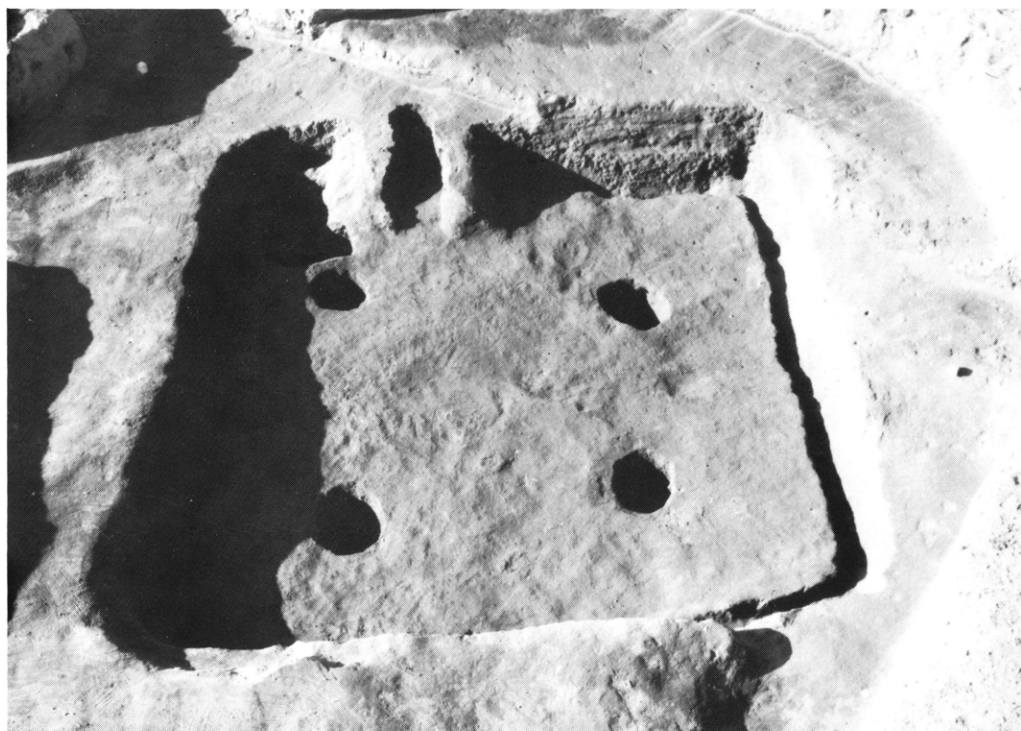
2 9号住居址 遺物出土状況



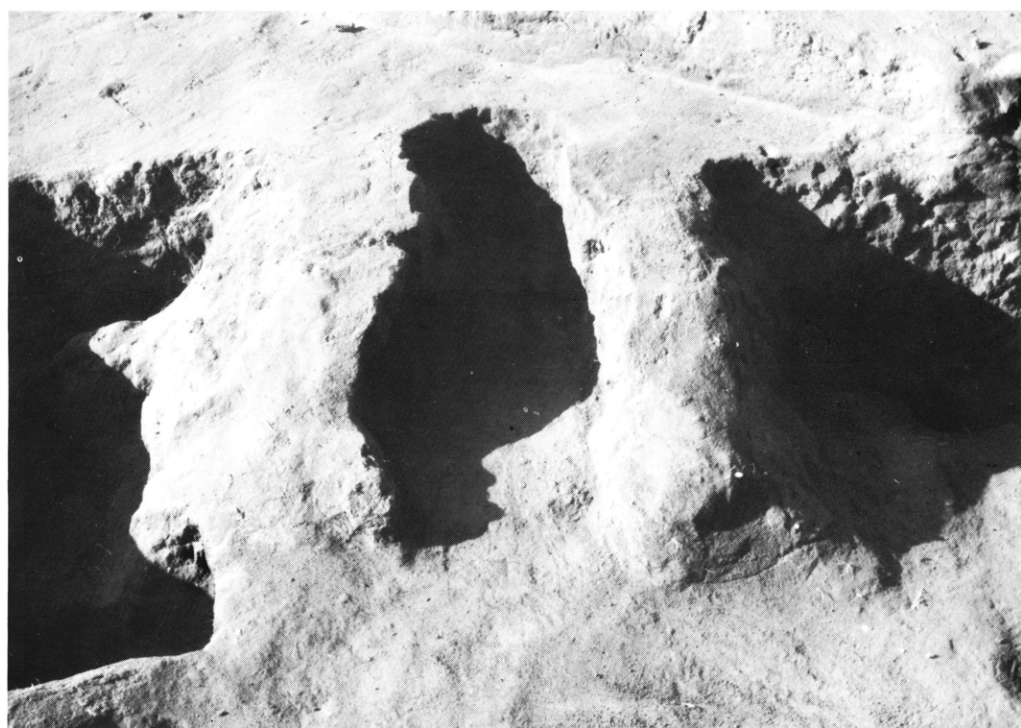
1 9号住居址 遺物出土状況



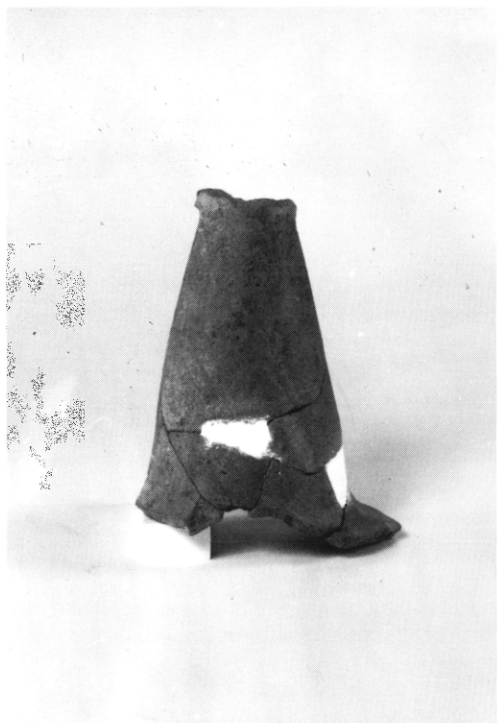
2 9号住居址 遺物出土状況



1 9号住居址



2 9号住居址 カマド



1 60号-10



2 60号-11



3 60号-11



4 60号-11



1 60号



2 60号



3 60号-9



4 60号-9



1 60号



2 60号



3 60号



4 60号



1 60号



2 60号



3 60号



4 60号



1 60号



2 60号



3 60号



4 60号



1 60号



2 60号



3 60号



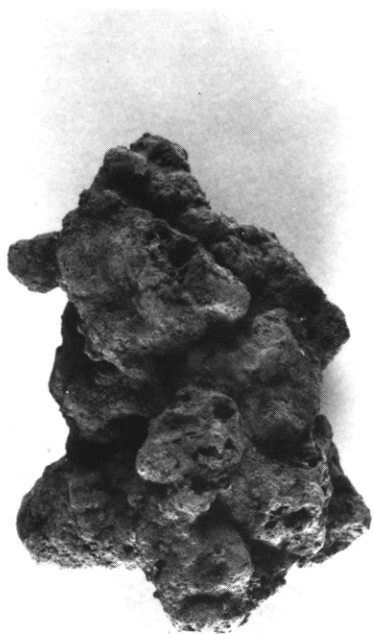
4 60号



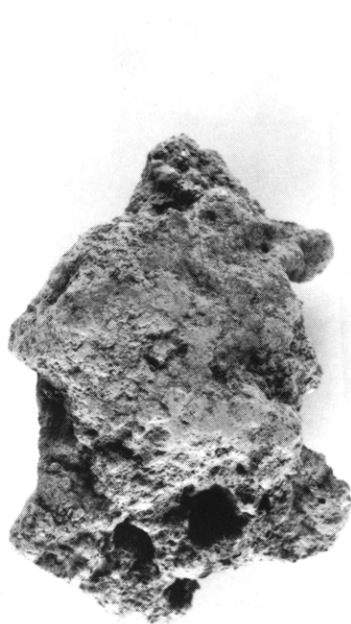
1 60号



2 60号



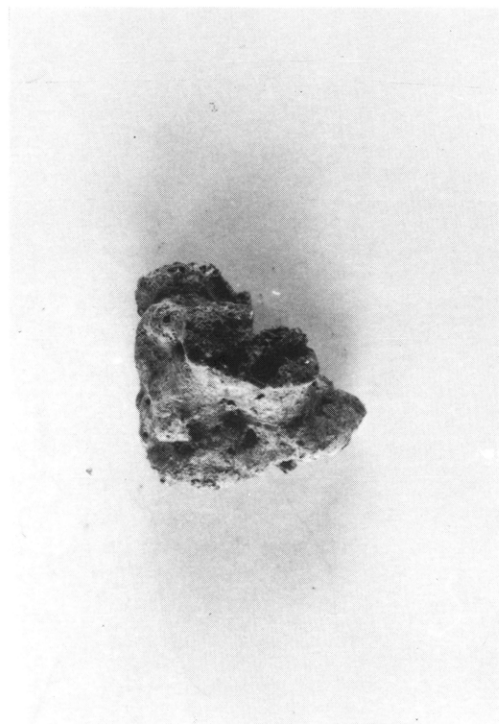
3 60号-1



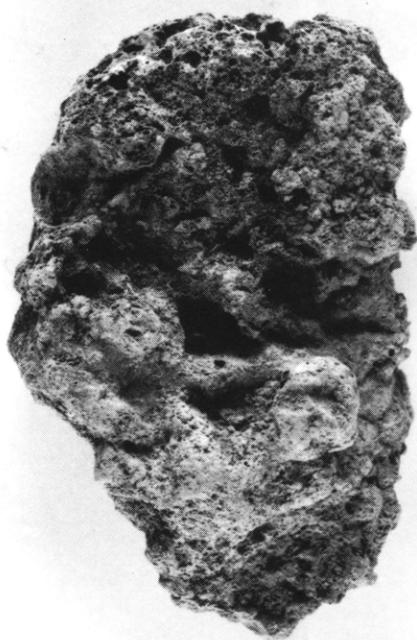
4 60号-1



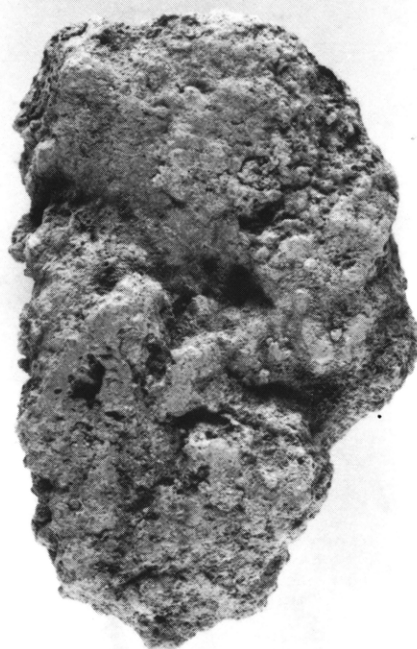
1 60号-3



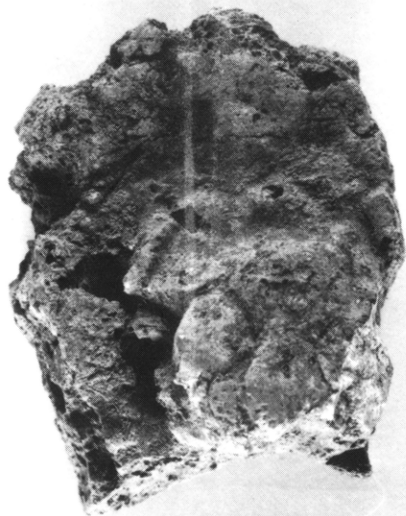
2 60号-4



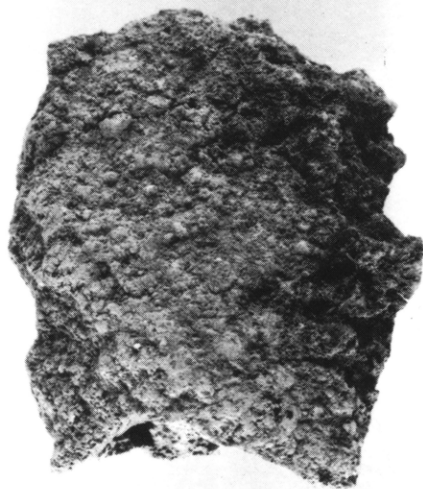
3 60号-8



4 60号-8



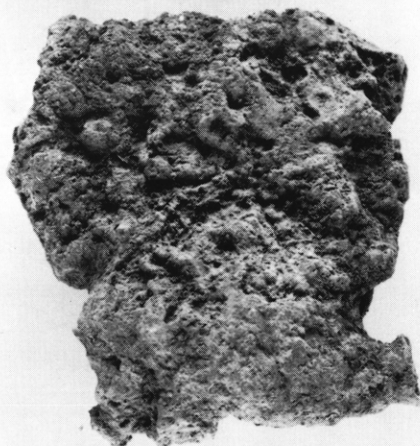
1 60号-9



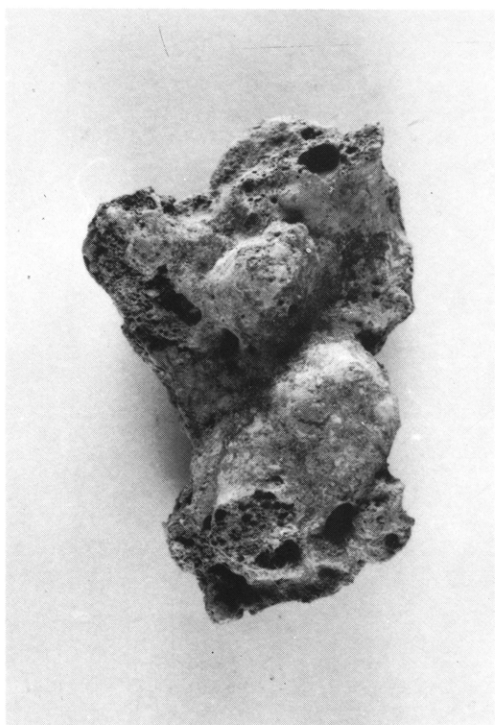
2 60号-9



3 60号住-10



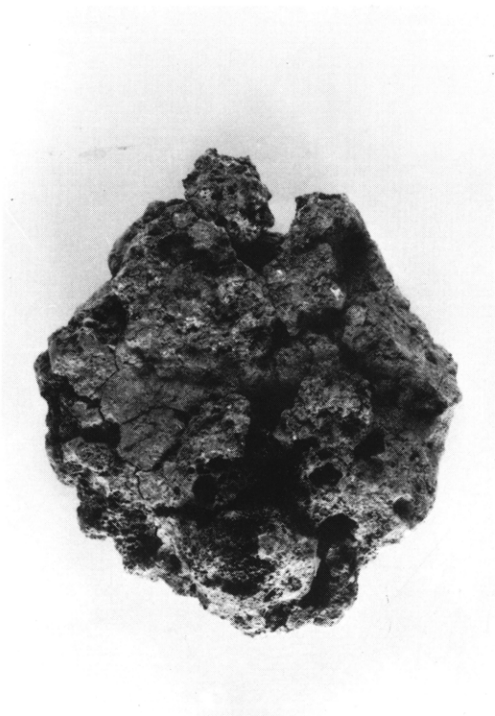
4 60号住-10



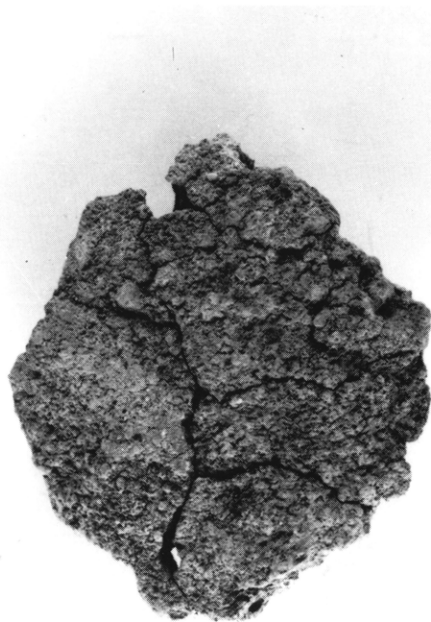
1 60号-13



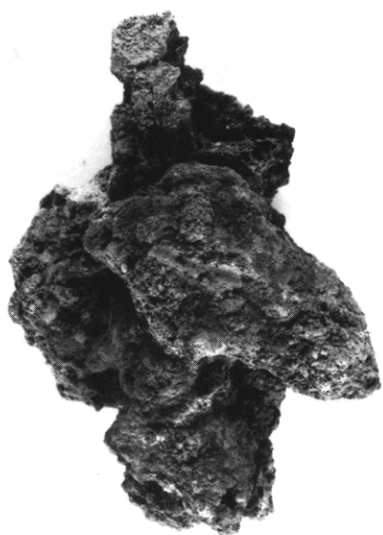
2 60号-13



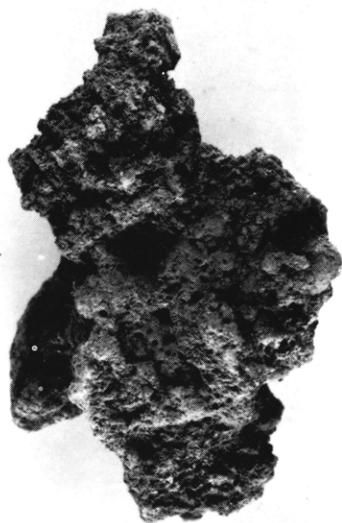
3 60号-15



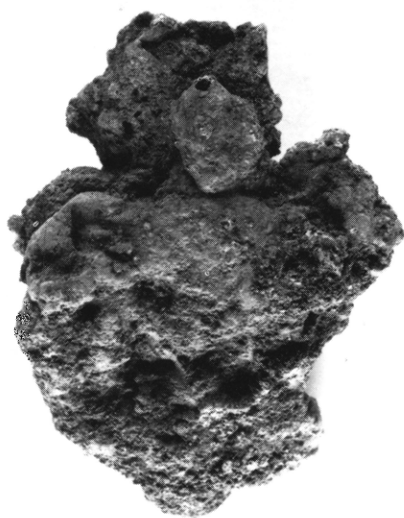
4 60号-15



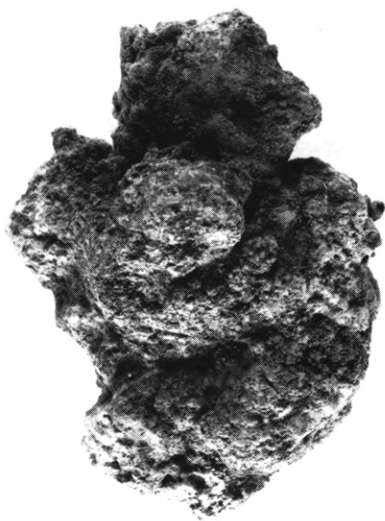
1 60号-16



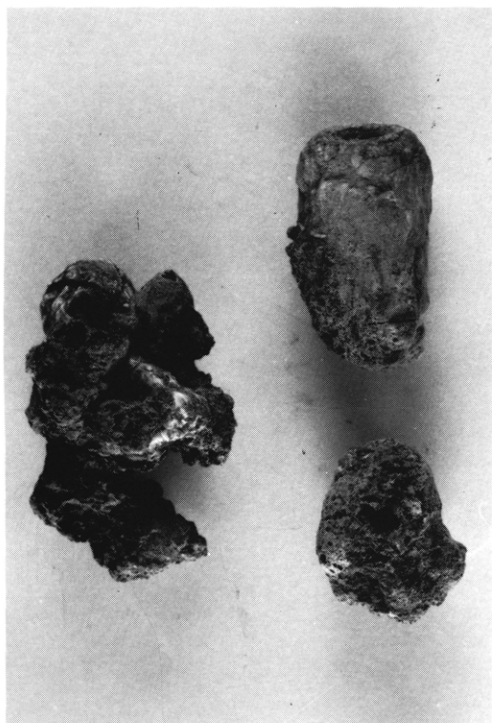
2 60号-16



3 60号-17



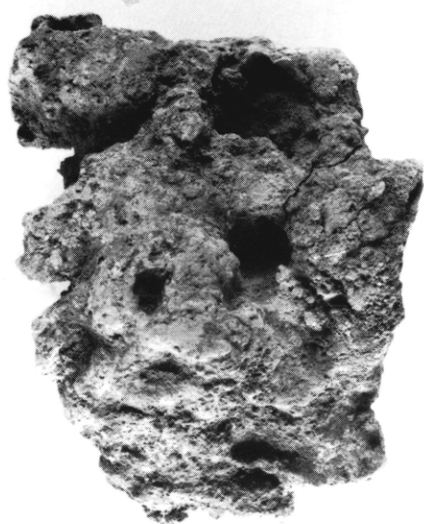
4 60号-17



1 60号-18



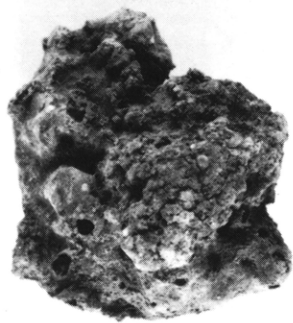
2 60号-18



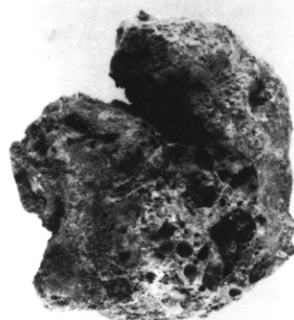
3 60号-19



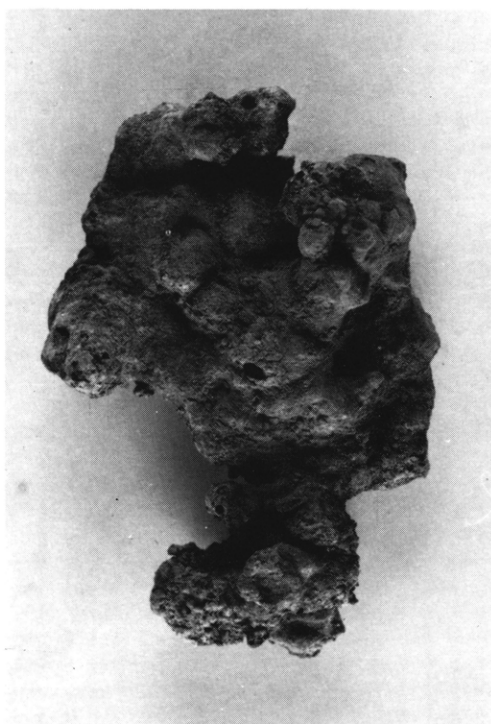
4 60号-19



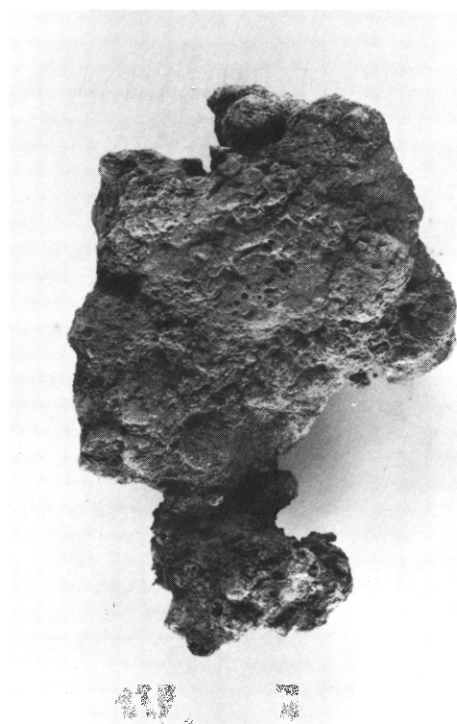
1 60号-20



2 60号-20



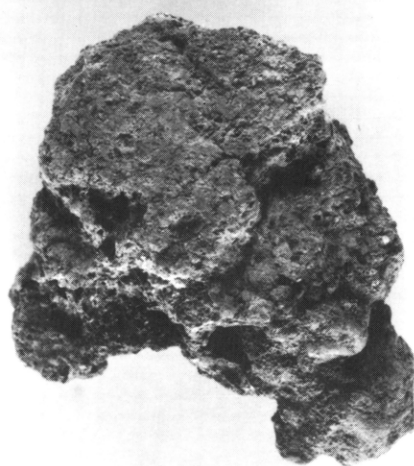
3 60号-23



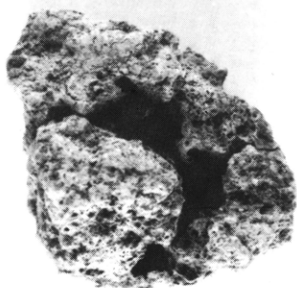
4 60号-23



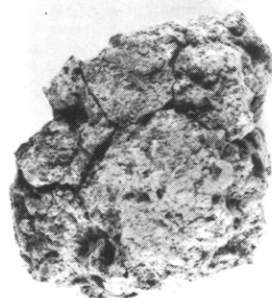
1 60号-26



2 60号-26



3 60号-28



4 60号-28



1 60号-29



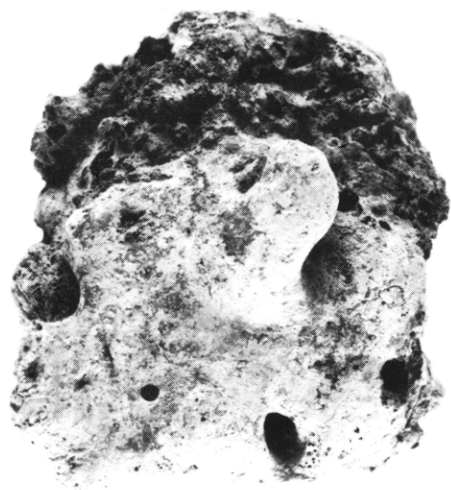
2 60号-29



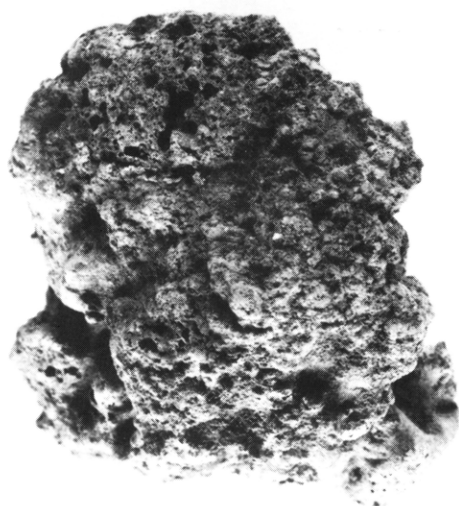
3 60号-30



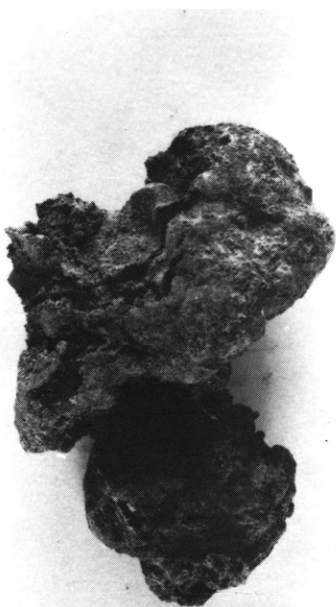
4 60号-30



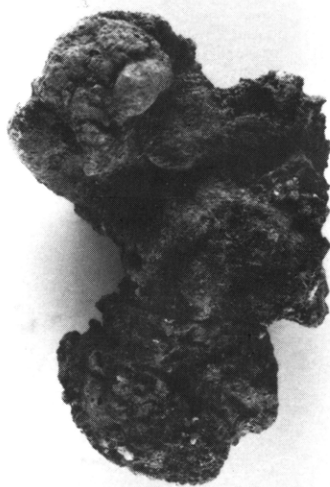
1 60号-31



2 60号-31



3 60号-34



4 60号-34



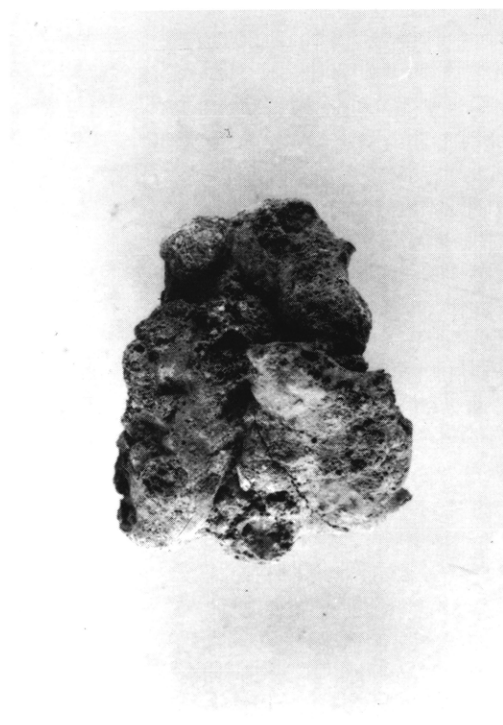
1 60号



2 60号



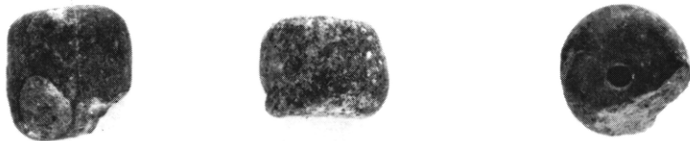
3 60号-46



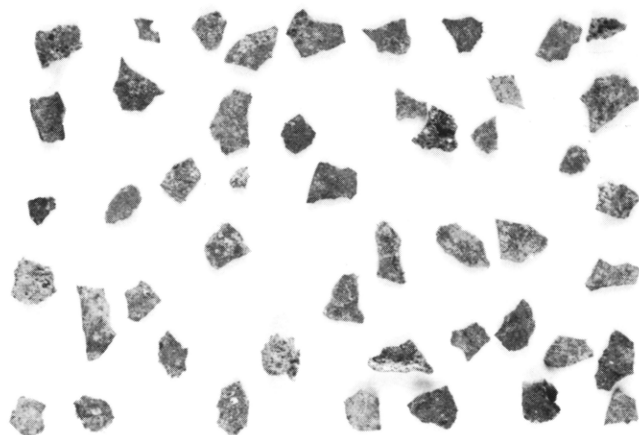
4 60号-46



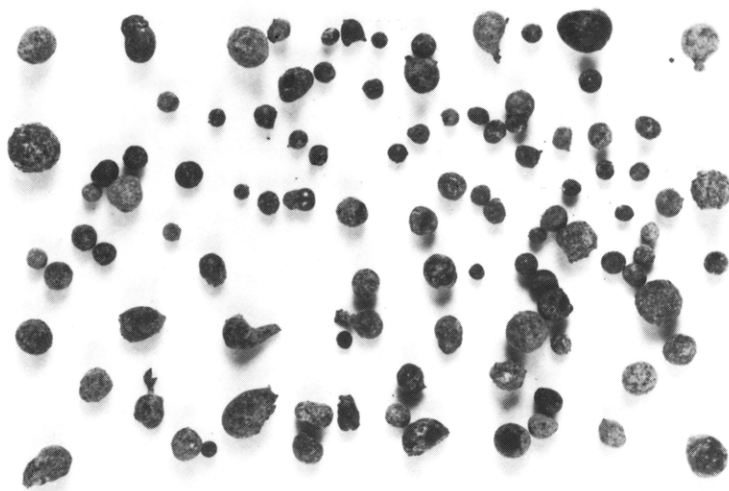
1 60号



2 60号



1 60号覆土



2 60号覆土



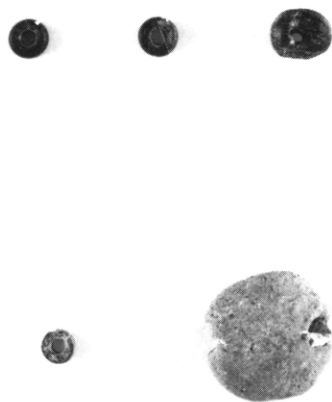
1 9号-1



2 9号-2



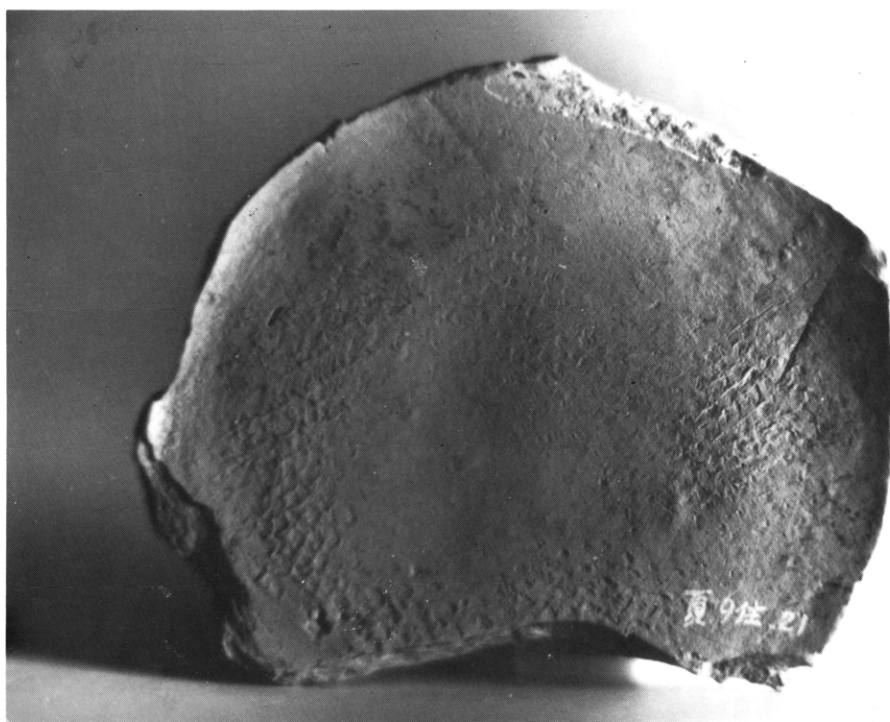
3 9号-3



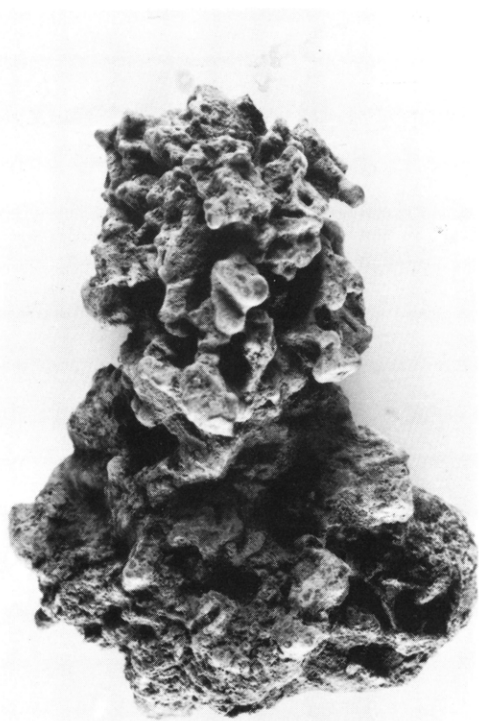
4 9号-9~13



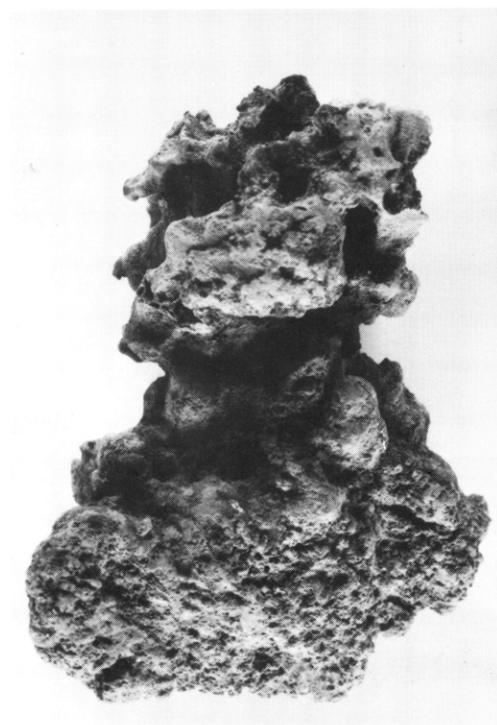
1 9号覆土



2 9号



1 9溝



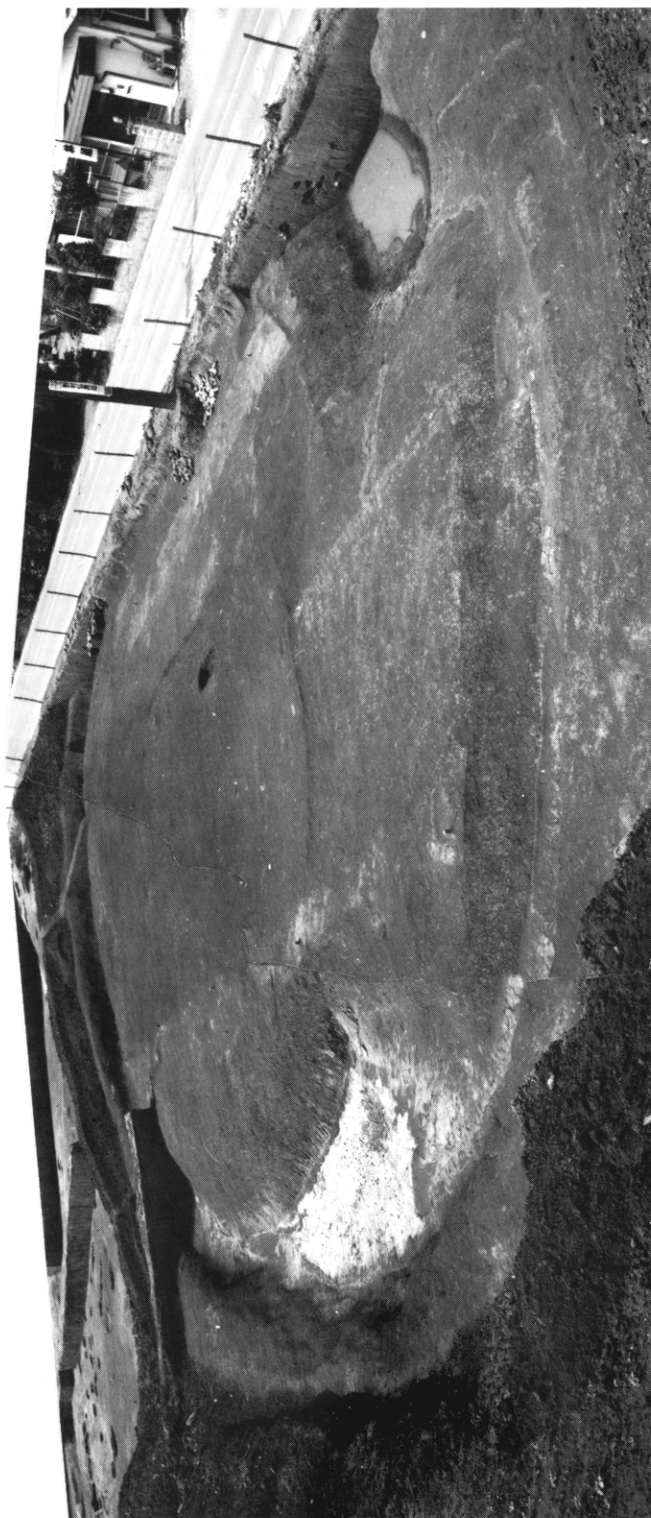
2 9溝



3 9溝



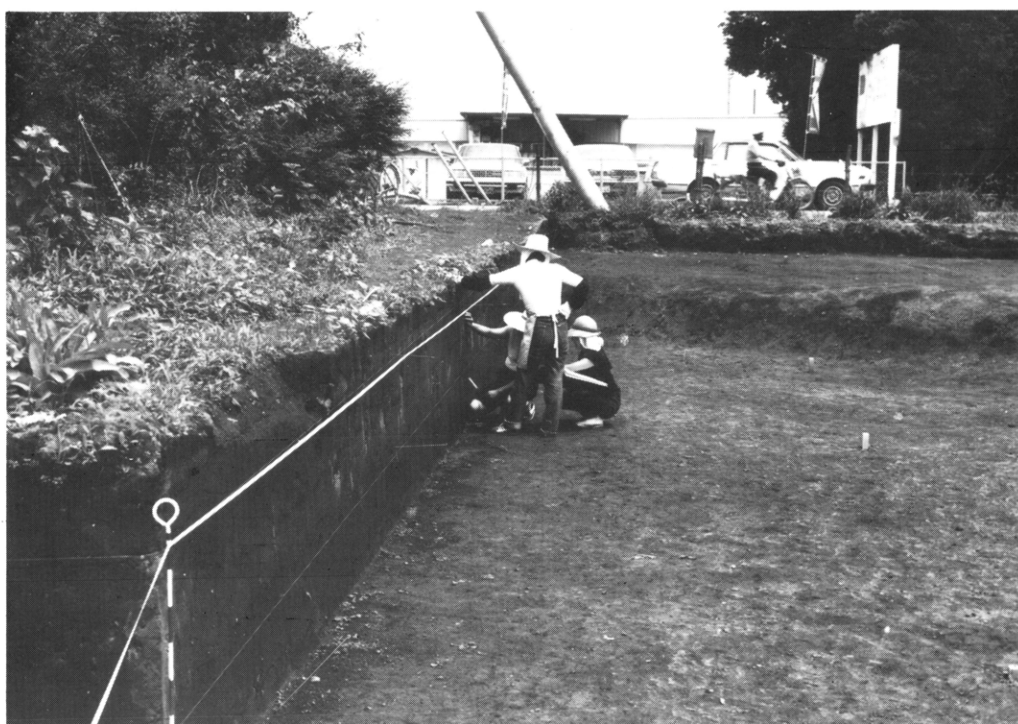
1 三柰山古墳、三柰山7号墳 空中写真



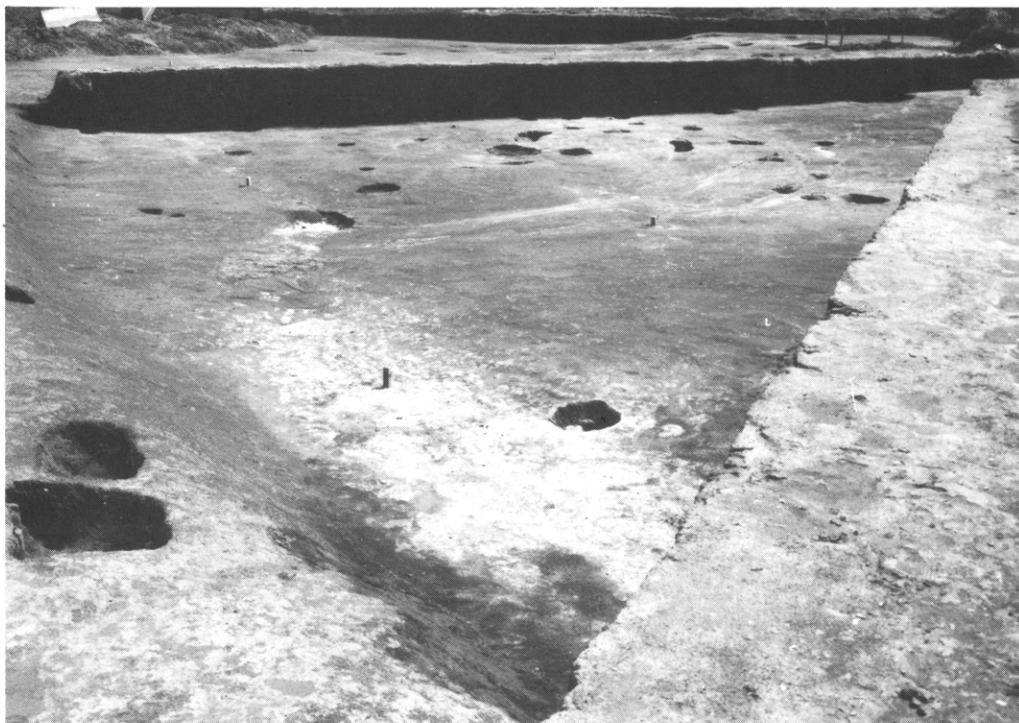
1 三桠山7号墳



1 三空山古墳調査前風景



2 調査風景



1 三奎山古墳周堀



2 三奎山7号墳埴輪出土状況

あ と が き

本庄市では昭和53年から市教育委員会主体の調査が実施できるようになり、昭和54年度には国庫、県費補助事業として歴史民俗資料館が建設され、昭和57年には埋蔵文化財センターが開設された。

これらは県内は言うに及ばず全国的にみても、短時日にこれら諸施設を設け、それぞれの活動を充実に発揮している例は今だかつて無いと自負できるところで、これらを認めた市行政の理解は、高く評価すべきである。

反面これらの活動とは裏腹に、多くの人々の目に見えぬ献身的な協力があつたこととは否めない。発掘調査補助員、作業員という立場でありながら、寒風のなか、極暑のなかで従事し、資料館に展示する計画の立案されるや率先準備を開始し、報告書作成の計画には抜かりなく準備して響応する。これら今まで市行政の裏方を支え、決して表に出ることのない多くの方々の協力を忘れてはならない。

発掘現場に於ける茂木秀敏氏、埋文センターに於ける関根典子氏、またこれらの指示に従った多くの方々。

特に今回の報告書刊行については厳しい作業日程を、自身を没して、そつなくこなした大東・井上両嬢には誠に頭の下がる思いがする。共に二更に及ぶまでの作業と、更に日程に合わせた執筆、編集等、自宅に持ち帰り四更に及んだという努力。

これらの協力に対し胸中より感謝の意を表わしたく、敢て一項を設けさせていただいた。

最後に、いつものことながら厳格すぎる条件と日程のなかで印刷にあたられた本庄孔版社に対して深く感謝の意を捧げたいと思います。(H)

埼玉県本庄市

本庄遺跡群発掘調査報告書

昭和59年3月25日印刷

昭和59年3月31日発行

発行 本庄市教育委員会

本庄市銀座1-1-1

印刷 本庄孔版社

本庄市朝日町3299

